

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 3 - 外 1 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和 5 年 5 月 19 日

【会社名】 ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー
(Lloyds Banking Group plc)

【代表者の役職氏名】 トレジャリー・マーケット・ディレクター・アンド・デピュ
ティ・トレジャラー
リチャード・シュリンプトン
(Richard Shrimpton, Treasury Markets Director & Deputy
Treasurer)

【本店の所在の場所】 連合王国EH1 1YZエディンバラ市ザ・マウンド
(The Mound, Edinburgh EH1 1YZ, UK)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 芦 澤 千 尋

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 1 号パレスビル 3 階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦 澤 千 尋
弁護士 中 鳥 勇 紀
弁護士 須 賀 彩 央 里

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 1 号パレスビル 3 階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー
第11回期限前償還条項付円貨社債（2023） 620億円

【発行登録書の内容】

提出日	令和3年12月3日
効力発生日	令和3年12月12日
有効期限	令和5年12月11日
発行登録番号	3-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 7,500億円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
3-外1-1	令和4年5月19日	1,151億円	該当事項なし	該当事項なし
実績合計額		1,151億円	減額総額	該当事項なし

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 6,349億円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項 なし	償還総額	該当事項 なし	減額総額	該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

本「第1 募集要項」には、ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー（以下「発行会社」という。）が発行する予定の、ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第11回期限前償還条項付円貨社債（2023）（以下「本社債」という。）についての記載がなされている。

1【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘 柄	ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー 第11回期限前償還条項付円貨社債（2023）（注1）（注2）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	620億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	620億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率（％）	年1.352% 下記任意償還日の翌日以降の利率は、適用ある1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）（下記「利息支払の方法 - (3)(a)」に定義する。ただし、当該箇所の記載に従って年1回払いベースの年率から半年毎の年2回払いベースの年率に変換する。）および1.100%（年率）の合計値に改定される。 下記「利息支払の方法」を参照のこと。
利払日	毎年5月25日および11月25日	任意償還日	2028年5月25日 下記「償還の方法 - (4)」を参照のこと。
償還期限	2029年5月25日	募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし	申込期間	2023年5月19日
払込期日	2023年5月25日	申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店

（注1）本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注2）本社債は、初回の利払日（下記「利息支払の方法」に定義する。）前までにユーロネクスト・ダブリンのグローバル・エクスチェンジ・マーケットに正式に上場され、取引が許可されることが企図されている。下記「摘要 - 12 連合王国における課税」を参照のこと。

振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 (以下「振替機関」という。)(注)	東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなす。

公告の方法

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。本社債権者の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人とその職務」に定義する。）がこれを行う。財務代理契約（下記「財務代理人とその職務」に定義する。）には、社債の要項に基づき必要な時は常に、発行会社は、財務代理人に対して、発行会社に代わってかかる公告を行うよう書面により請求すべき旨が定められる。

引 受 人

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2023年5月19日に調印された元引受契約に従い共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。幹事会社に対して支払われる本社債の幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.250%に相当する金額である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合 計		62,000	

財務代理人とその職務

本社債について社債の管理会社は設置されない。

財務代理人・発行代理人兼支払代理人の名称	住 所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2023年5月19日付の財務代理・利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定め

る義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、財務代理人の本店に備え置かれ、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

発行会社は、財務代理人を随時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に選任されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。

振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取り消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。

後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる選任が有効とされる日をもって、あたかも社債の要項および財務代理契約において財務代理人・発行代理人兼支払代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

利息支払の方法

- (1) 本社債の利息は2023年5月26日（その日を含む。）からこれを付し、毎年5月25日および11月25日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。
- (2) 2023年5月26日（その日を含む。）から任意償還日（下記「償還の方法 - (4)」に定義する。）（その日を含む。）までの期間中（ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。）、本社債の金額に対して年1.352%の利率により利息が付される。
- (3) (a) すべての本社債が任意償還日以前に償還または買入消却されていない限り、本社債の利率は、任意償還日の翌日に改定される。任意償還日の翌日（その日を含む。）から満期日（下記「償還の方法 - (1)」に定義する。）（その日を含む。）までの期間（以下「改定後利率適用期間」という。）中（ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。）、本社債の利率は、改定後利率決定日（以下に定義する。）における1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）（以下に定義する。）（年1回払いベースの年率から以下の算式により半年毎の年2回払いベースの年率に変換し、その結果を百分率表示した年率の小数第四位を切り上げる。）および1.100%（年率）の合計値（以下「改定後利率」という。）とする。ただし、かかる改定後利率は0%を下回らない。

$$2 \times \left[\sqrt{1 + \text{TONA} \text{TSR}} - 1 \right]$$

「TONA TSR」とは、改定後利率決定日における1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）をいう。

「1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）」とは、ベンチマーク管理者としてのRefinitiv Benchmark Services (UK) Limited（またはその承継管理者）（以下「リフィニティブ・ベンチマーク・サービシズ」という。）によって提供され、東京時間午前10時30分頃にリフィニティブ・スクリーン・ページのJPTSRTOA=RFTB（またはその承継ページ）（以下「リフィニティブ・スクリーン・ページ」という。）において公表され、東京スワップレート（TONA参照）として知られる変動金利レグとして無担保コールオーバーナイト（O/N）物レート（以下「TONA」という。）を参照する円金利スワップ取引（期間1年）の東京時間午前10時頃のミッド・スワップ・レートをいう。ただし、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）が、当初の公表から1時間経過時点または該当するベンチマーク・メソドロジーにおいてリフィニティブ・ベンチマーク・サービシズによって指定される再公表期限（もしあれば）のいずれか遅い方の時点または期限内に、リフィニティブ・ベンチ

マーク・サービスによって事後に修正および公表された場合、当該レートは、かかる修正に従う。

「改定後利率決定日」とは、任意償還日の2営業日前の日をいう。

「営業日」とは、日本国東京都における銀行の営業日をいう。

- (b) 改定後利率決定日の東京時間午前10時30分頃に、1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)が公表されない場合またはその他利用不能な場合には、インデックス停止事由およびインデックス停止開始日(いずれも以下に定義する。)の双方が発生していない限り、改定後利率決定日において適用ある1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)は、1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)がリフィニティブ・スクリーン・ページに公表された直前の営業日における、東京時間午前10時30分頃に公表された当該1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)とする。

「インデックス停止事由」とは、以下の各々の事由をいう。

- () 日本銀行(または承継管理者)がTONAの提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、日本銀行(または承継管理者)による、またはそのための正式声明または情報発表(ただし、かかる声明または発表の時点において、TONAの提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。)
- () TONAの承継管理者がTONAの提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、TONAの承継管理者に対する監督当局、日本銀行、TONAの承継管理者に対する管轄権を有する倒産手続当局、TONAの承継管理者に対する管轄権を有する破綻処理当局またはTONAの承継管理者に対して類似の倒産もしくは破綻処理権限を有する裁判所もしくは組織による正式声明または情報発表(ただし、かかる声明または発表の時点において、TONAの提供を継続する更なる承継管理者がいない場合に限る。)
- () リフィニティブ・ベンチマーク・サービスが1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、リフィニティブ・ベンチマーク・サービスによる、またはそのための正式声明または情報発表(ただし、かかる声明または発表の時点において、1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)の提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。)
- () リフィニティブ・ベンチマーク・サービスが1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、リフィニティブ・ベンチマーク・サービスに対する監督当局、日本銀行、リフィニティブ・ベンチマーク・サービスに対する管轄権を有する倒産手続当局、リフィニティブ・ベンチマーク・サービスに対する管轄権を有する破綻処理当局またはリフィニティブ・ベンチマーク・サービスに対して類似の倒産もしくは破綻処理権限を有する裁判所もしくは組織による正式声明または情報発表(ただし、かかる声明または発表の時点において、1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)の提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。)

「インデックス停止開始日」とは、TONAおよび/または1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)ならびにインデックス停止事由に関して、TONAおよび/または1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)が、通常であれば提供されるはずであるにもかかわらず、提供されないこととなった最初の日をいう。

- (c) TONAがある営業日において提供されず、TONAに関してインデックス停止事由(当該事由中の()および/または())が発生している場合は除く。)およびインデックス停止開始日の双方が発生している場合、下記「利息支払の方法 - (3)(d)」または「利息支払の方法 - (3)(e)」が適用されない限り、かかる営業日およびその後の営業日について、インデックス停止開始日以後に到来する改定後利率決定日のための1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)は、リフィニティブ・ベンチマーク・サービスが提供する、変動金利レグとして日本円推奨金利(以下に定義する。)を参照する円金利スワップ取引(期間1年)のミッド・スワップ・レートで、1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)を代替するミッド・スワップ・レートとして指定、指名または推奨されるもの(以下「代替1年物日本円東京スワップレート」という。)とする。

「日本円推奨金利」とは、TONAの代替を推奨する目的で日本銀行が公式に承認または招集した委員会によってTONAの代替として推奨される金利（スプレッドおよび調整を含む。）（かかる金利は日本銀行または他の管理者によって作成され得る。）で、かかる金利の管理者によって提供され、またはかかる金利の管理者（または承継管理者）によって提供されない場合には認定配信者によって公表されるものをいう。

- (d) TONAに関してインデックス停止事由（当該事由中の（ ）および/または（ ）が発生している場合は除く。）およびインデックス停止開始日の双方が発生している場合で、日本円推奨金利が存在するもののリフィニティブ・ベンチマーク・サービスズが改定後利率決定日の東京時間午前10時30分頃に代替1年物日本円東京スワップレートを公表しない（または代替1年物日本円東京スワップレートが利用不能である）場合、下記「利息支払の方法 - (3)(e)」が適用されない限り、改定後利率決定日における代替1年物日本円東京スワップレートは、直前に公表された代替1年物日本円東京スワップレートとする。
- (e) （ ） 改定後利率決定日において、TONAに関してインデックス停止事由（当該事由中の（ ）および/または（ ）が発生している場合は除く。）およびインデックス停止開始日の双方が発生している場合であるが、
- (x) 日本円推奨金利が存在しない場合、もしくは
 - (y) 直前に公表された代替1年物日本円東京スワップレートが存在しない場合、もしくは
 - (z) 日本円推奨金利が存在するものの日本円推奨金利停止事由（以下に定義する。）がその後に発生している場合、または

（ ） 1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）に関してインデックス停止事由およびインデックス停止開始日の双方が発生している場合、

1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）は、（ ）TONAに関してインデックス停止事由が発生していない場合はTONAを、（ ）TONAに関してインデックス停止事由が発生しているものの、日本円推奨金利が存在しており、日本円推奨金利停止事由が発生していない場合は日本円推奨金利を、または（ ）その他の場合は代替する日本円リスクフリーレートを、変動金利レグとして参照する円金利スワップ取引（期間1年）のミッド・スワップ・レートとする。かかるミッド・スワップ・レートは、承継金利決定代理人（以下に定める。）が、当該レートが代替レートとしての代表性があると考えに十分なだけの国際債券市場取引および店頭デリバティブ取引の業界標準を含めた一切の利用可能な情報を考慮のうえ、誠実に行為して決定する。また、承継金利決定代理人は、円金利スワップ取引（期間1年）のミッド・スワップ・レートについての市場慣習に従うため、社債の要項の変更（本社債についてのフォールバック・レートの決定方法を含むがこれに限らない。）を、定めることができる。適用ある法律により最大限許容される範囲内で、本「利息支払の方法 - (3)(e)」に基づく代替ミッド・スワップ・レートの決定および/または本要項の変更について、本社債権者の同意または社債権者集会による決議は、必要としない。本「利息支払の方法 - (3)(e)」が適用される場合、発行会社は改定後利率決定日以前に「承継金利決定代理人」を任命する。発行会社は、承継金利決定代理人によってなされるべき計算または決定について経験のある主要な金融機関であれば、自らの関係者その他の者を承継金利決定代理人として任命できる。発行会社および承継金利決定代理人が誠実に行為し合理的な努力をしたにもかかわらず、改定後利率決定日以前に、発行会社が承継金利決定代理人を任命できない場合または承継金利決定代理人が1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の代替を決定できない場合、改定後利率決定日において適用ある1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）は、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）がリフィニティブ・スクリーン・ページに公表された直前の営業日における、東京時間午前10時30分頃に公表された当該1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）とする。発行会社は、かかる任命、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の代替ならびにTONAおよびリフィニティブ・ベンチマーク・サービスズの交替（もしあれば）について財務代理人に直ちに書面で通知し、その後実務上可能な限り速やかに本社債権者に対して公告する。

「日本円推奨金利停止事由」とは、以下の各々の事由をいう。

- () 日本円推奨金利の管理者が日本円推奨金利の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、日本円推奨金利の管理者による、またはそのための正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、日本円推奨金利の提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。）
 - () 日本円推奨金利の管理者が日本円推奨金利の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、日本円推奨金利の管理者に対する監督当局、日本銀行、日本円推奨金利の管理者に対する管轄権を有する倒産手続当局、日本円推奨金利の管理者に対する管轄権を有する破綻処理当局または日本円推奨金利の管理者に対して類似の倒産もしくは破綻処理権限を有する裁判所もしくは組織による正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、日本円推奨金利の提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。）
- (4) 上記「利息支払の方法 - (3)」に従った改定後利率の決定後、発行会社は、財務代理人に対し、当該改定後利率を書面により通知し、その後、改定後利率適用期間の開始日から5営業日以内に、財務代理人は、当該事項を、財務代理人の本店において、通常の営業時間中に本社債権者の閲覧に供する。かかる場合、公告は不要とする。
- (5) 上記「利息支払の方法 - (3)」に従って決定された改定後利率は、明白な誤りのある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。
- (6) 株式会社三井住友銀行は、日本国東京都の本店において、本社債に係る発行会社の利率確認事務取扱者（以下「利率確認事務取扱者」という。）として職務を行う。財務代理契約に基づき、発行会社は、利率確認事務取扱者に対し、利率（改定後利率を含むがこれに限定されない。）の確認、算出および決定に関する上記「利息支払の方法 - (3)(a)」ないし「利息支払の方法 - (3)(e)」に基づく発行会社の一切の義務（公告を行う義務を除く。）の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。本「利息支払の方法」に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取扱者と同一の銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行会社は、利率確認事務取扱者を随時変更することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に選任されるまで、在職する。かかる場合、発行会社は、利率確認事務取扱者の変更を事前に本社債権者に対して公告する。
- (7) 本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、それぞれ上記「利率」のとおり定められていた利率による経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - 3 支払い - (ハ)」に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

償還の方法

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されもしくは買入消却されていない限り、2029年5月25日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

(2) 税務上の理由による償還

税法改正（以下に定義する。）の結果として、以下の(a)、(b)および/または(c)に該当する場合、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

- (a) 発行会社が下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」に基づき追加額（下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に定義する。）の支払義務を次の利払日に負っているかまたは負うこととなる場合であり、かつ、発行会社がとり得る合理的な手段によっても当該支払義務を回避できない場合
- (b) 次の利払日における本社債に係る利息の支払いが、2010年英国法人税法（またはその時点における改正法もしくは再制定法）第23編第2章に定められた「分配（distribution）」に該当する場合
- (c) 次の利払日において、発行会社が本社債に関する支払いについて英国租税債務の計算の際に損金控除する権利を有しない（または発行会社に対する当該損金控除の価額が大幅に減額された）場合

本「償還の方法 - (2)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の権限ある署名者2名が署名し、()関連する事実の詳細とともに、本「償還の方法 - (2)」に基づき償還を行う権利を発行会社にもたらず関連状況が発生している旨、()発行会社が本「償還の方法 - (2)」に基づき本社債の償還を選択する旨、および()かかる償還期日を記載した証明書、ならびに、上記()に記載の事項を確認する定評ある独立した法律顧問の意見書を交付する。

かかる証明書および意見書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法 - (2)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備え置かれ、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (2)」の手續に要する一切の費用は、（直前に定める謄写に要する費用を除き）発行会社の負担とする。

本「償還の方法 - (2)」において、「税法改正」とは、英国またはそのもしくはその域内の課税権限を有する当局の法律または規則（英国が当事国である一切の条約を含む。）の変更もしくは変更案または修正もしくは修正案、あるいは、当該法律に係る公的な解釈または一般的に公表された解釈（裁判所もしくは審判所による決定または関連税務当局による解釈もしくは発表を含む。）の適用に関する変更のうちで、(x)（ただし、(y)に従う。）本社債の発行日以降に発効するか、もしくは発効することとなる変更もしくは修正、または(y)法律の変更もしくは変更案については、本社債の発行日以降に当該変更が制定される場合（変更案については、本社債の発行日以降にその変更の制定が予定される場合）を意味する。

(3) 損失吸収不適格事由による償還

損失吸収不適格事由（以下に定義する。）が生じている場合、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (3)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の権限ある署名者2名が署名し、()関連する事実の詳細とともに、損失吸収不適格事由が発生している旨、()発行会社が本「償還の方法 - (3)」に基づき本社債の償還を選択する旨、および()かかる償還期日を記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法 - (3)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備え置かれ、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (3)」の手續に要する一切の費用は、(直前に定める謄写に要する費用を除き)発行会社の負担とする。

社債の要項において、以下の用語は以下の意味を有する。

「グループ」とは、発行会社ならびにその子会社および関連会社を意味する。

「損失吸収不適格事由」は、いずれの場合も、本社債の発行日以降に効力が生じる、損失吸収規制(以下に定義する。)の修正もしくは変更または損失吸収規制の適用もしくはその公権的解釈に関する変更の結果として、本社債の全部または一部が、発行会社および/またはグループの()自己資本および適格債務ならびに/または()損失吸収力のある証券の最低基準を充たさないとして除外されている場合、あるいは(発行会社、関連規制当局(以下に定義する。)および/または関連英国破綻処理当局(以下に定義する。)の意見として)除外される可能性が高い場合(いずれの場合についても、当該最低基準は、発行会社および/またはグループに適用されるもので、かつ関連する損失吸収規制に従って決定されている場合に限る。)、発生しているものとみなす。ただし、関連する最低基準を充たさないことによる本社債の除外が、本社債の発行日において発行会社および/またはグループに対して効力を有する関連する損失吸収規制に基づき当該最低基準を充たすための適格性として定められた期間を、本社債の残存期間が下回ることを理由とする場合については、損失吸収不適格事由に該当しない。

「損失吸収規制」とは、いかなる時点においても、自己資本および適格債務ならびに/または損失吸収力のある証券に関する最低基準に関する、英国、関連規制当局、関連英国破綻処理当局および/または金融安定理事会の法律、規則、要件、指針、制度、基準および方針で、その時点において英国において適用のあるものを意味し、上記の一般性を制限することなく、自己資本および適格債務ならびに/または損失吸収力のある証券に関する最低基準に関して関連規制当局および/または関連英国破綻処理当局により随時採択または適用される一切の規則、要件、指針、制度、基準および方針(当該規則、要件、指針、制度、基準または方針が発行会社またはグループに一般的に適用されるか、または個別に適用されるかを問わない。)を含む。

「関連規制当局」とは、関連英国破綻処理当局または各状況において発行会社および/もしくはグループに対して主たる監督権限を有するその他の英国の政府機関(または発行会社が英国以外の法域に本拠を有することとなった場合、当該法域の政府機関)をいう。

「関連英国破綻処理当局」とは、イングランド銀行、その承継者もしくは代替者および/または英国において英国ペイルイン権限(下記「摘要 - 9 英国ペイルイン権限の行使に関する合意」で定義する。)を行使する権能を有するその他の当局を意味する。

(4) 発行会社による任意償還

発行会社は、その選択により、2028年5月25日(以下「任意償還日」という。)に、本社債の全部(一部は不可)を本社債の金額の100%で任意償還日(その日を含む。)までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (4)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の権限ある署名者2名が署名し、発行会社が本「償還の方法 - (4)」に基づき本社債の償還を選択する旨を記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、任意償還日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は任意償還日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消することができない。

本「償還の方法 - (4)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、任意償還日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備え置かれ、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (4)」の手續に要する一切の費用は、(直前に定める謄写に要する費用を除き)発行会社の負担とする。

(5) 買入消却

発行会社またはその子会社は、公開市場その他においていかなる価格でも本社債を随時買入れることができる。当該本社債は、保持し、転売または消却することができる。ただし、適用法令および振替機関係業務規程等において別段の定めがある場合を除く。

(6) 償還または買入れの条件

本「償還の方法」に基づく本社債の償還または買入れ（満期日における償還を除く。）は、その時点において関連規制当局または損失吸収規制により要求される限度内で、発行会社による関連規制当局に対する通知および関連規制当局による発行会社に対する本社債の償還または買入れの許可を条件とする。なお、上記に定める許可の付与の関連規制当局による拒否は、いかなる目的においても債務不履行を構成するものではない。

担 保

本社債には担保および保証は付されない。

本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、無条件、非劣後、かつ無担保の債務であり、本社債相互間で優先劣後することなく現在および将来において同順位であり、また、法律により定められた強行的例外を除き、発行会社の現在および将来のその他すべての非劣後かつ無担保の債務と現在および将来において少なくとも同順位である。

財務上の特約

該当事項なし。

社債権者集会

- (1) 本社債の未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社を代理する財務代理人に対しその本店において請求した場合（かかる本社債権者は財務代理人に対しその本店において保有証明書（下記「摘要 - 2 制限された債務不履行事由および執行」に定義する。）を提示するものとする。）または発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。

社債権者集会が招集される場合、発行会社は当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本社債権者に対して行い、かつ、財務代理人に発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

- (2) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席しもしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定めるところに従って、書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する（その時点で未償還の）本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該社債権者集会の開催日の少なくとも7日前までに保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該社債権者集会の開催日に当該社債権者集会において発行会社または財務代理人に対し保有証明書を提示しなければならず、さらに、当該本社債権者は、当該保有証明書を振替機関または当該本社債権者の関連する口座管理機関（下記「摘要 - 3 支払い - (イ)」に定義する。）に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該社債権者集会に出席させ、当該社債権者集会においてその意見を表明させることができる。
- (3) 当該社債権者集会の決議は、当該社債権者集会に出席し、当該社債権者集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義する。）を要する。

- (a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、その債務もしくはその債務の不履行によって生じた責任の免除または和解（下記（b）に記載の事項を除く。）
- (b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または発行会社の破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為
- (c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授権される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、いずれも（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表社債権者」という。）または社債権者集会の決議により指名および授権される社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更
- (d) 社債の要項の条項に基づいて特別決議が要求されているその他の事項

「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額にかかる議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該社債権者集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。

上記にかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をする場合において、当該提案につき本社債権者の全員が書面または（発行会社が電磁的方法による同意の意思表示を許可する場合は）電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。本段落に従い、社債権者集会の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対し直ちにその旨および当該決議の内容を通知する。

- (4) 本「社債権者集会」に従って行われたまたは行われたとみなされた決議は、すべての本社債権者に対して、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の許容する範囲内で拘束力を有し、その執行は代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。
- (5) 本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。
- (6) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。
- (7) 本「社債権者集会」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

準拠法および管轄裁判所

発行会社による本社債の発行に関する授権を除き、本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟その他の裁判手続は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意する。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判手続につき、発行会社の権限ある訴状その他の裁判上の書類の受取人としてTMF Group株式会社（以下「TMF」という。）の代表取締役を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受領する場所としてTMFのその時々住所（現在の住所は、郵便番号100-0013 日本国東京都千代田区霞が関三丁目2番6号東京倶楽部ビルディング11階である。）を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社にかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任

の権限あるかか受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。かかる場合、発行会社は、財務代理人に対して、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知し、その旨を速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対して、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

摘 要

1 信用格付

(a) 信用格付業者から付与された信用格付

本社債について、発行会社は、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）である株式会社格付投資情報センター（登録番号：金融庁長官（格付）第6号）（以下「R&I」という。）に対して、格付を付与するよう依頼しており、本社債の条件決定後、かかる格付を取得できる予定である。

なお、発行会社は、2023年5月18日（連合王国時間）現在、R&IからAの発行体格付を付与されている。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックした画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-6273-7471

(b) 無登録格付業者から付与された信用格付

本社債について、発行会社は、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）、フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）およびムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）（これらはすべて信用格付業者として登録されていない。これら3格付業者を、以下「無登録格付業者」という。）に対して、格付を付与するよう依頼しており、本社債の条件決定後、かかる格付を取得できる予定である。

なお、発行会社の非劣後無担保長期債務について、2023年5月18日（連合王国時間）現在、S&PからBBB+、ムーディーズからA3、フィッチからAの格付をそれぞれ付与されている。

（注） 無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&P、フィッチおよびムーディーズについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）およびムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）を有しており、S&P、フィッチおよびムーディーズは、上記信用格付業者それぞれの特定期限関係法人（同内閣府令第116条の3第2項に定義される。）である。S&P、フィッチおよびムーディーズそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている（ ）S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」、（ ）フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/ja>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」セクションに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」および（ ）ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2 制限された債務不履行事由および執行

本社債に関する元金または利息について、それらの支払期日から14日以上、発行会社が支払いを行わない場合、各本社債権者は発行会社の解散手続を開始できることを除き、かかる懈怠についてその他の行為をなし得ない（ただし、本「摘要 - 2 制限された債務不履行事由および執行」第二段落に定める規定を害するものではない）。ただし、（ ）（下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」に従うことを条件として）当該支払い、発行会社、支払代理人、財務代理人または本社債権者に適用のある、財政もしくはその他の法令、管轄裁判所の命令または発行会社と税務当局との間の合意を遵守するため、あるいは（ ）かかる法令または命令の有効性または適用可能性について疑義がある場合において上記14日間に定評ある独立した法律顧問から受けたかかる有効性または適用可能性に関する助言に従って、発行会社が当該支払いの留保または拒絶をする場合、各本社債権者は発行会社の解散手続を開始する権利を有しない。

特別決議により事前に承認された条件による再建または合併を目的とする場合を除き、発行会社を解散する旨の命令がなされるか、またはその旨の有効な決議がなされる場合、各本社債権者は、その選択により、当該本社債権者が保有する各本社債について、その支払期限が到来して本社債の金額の100%でその日までの経過利息を付して支払われるべき旨、財務代理人の本店において発行会社に対して当該本社債権者によるまたは当該本社債権者のための書面による通知（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、振替機関または関連する口座管理機関により発行された本社債の保有を証する証明書（以下「保有証明書」という。）を提示しなければならない。）をなすことができ、当該通知によって直ちにかかる旨の効力が発生する。

発行会社の解散手続の開始または発行会社の解散手続における債権届出を除いて、本社債の未払いの金額の回収のためであるか、または本社債に基づくいかなる義務の発行会社による違反に関するかを問わず、本社債権者は、発行会社から救済を受けられない。

本「摘要 - 2 制限された債務不履行事由および執行」第一段落で規定された支払いの懈怠が生じた場合または本「摘要 - 2 制限された債務不履行事由および執行」第二段落で規定された命令もしくは決議がなされた場合（以下、それぞれを「債務不履行事由」という。）、発行会社は、実務上可能な限り速やかに、財務代理人に対し当該支払いの懈怠、命令または決議を書面により通知し、本社債権者に対してその旨を公告する。

本「摘要 - 2 制限された債務不履行事由および執行」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

3 支払い

(イ) 本社債の元金および利息の支払いは、支払代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、本社債権者が機構加入者の場合には直接に、その他の場合には本社債権者が本社債の

記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を通じて行われる。

- (ロ) 本社債の元金または利息の支払期日が営業日ではない場合、本社債権者はその翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息その他の追加支払いを受ける権利を有しない。
- (ハ) 支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は、支払代理人によるかかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14日以内に、本社債権者に対してその旨および支払方法ならびに支払日を公告する。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

4 税制上の理由による追加の支払い

- (イ) 発行会社によるまたは発行会社のための本社債に関する元金および/または利息の一切の支払いは、英国（または英国のもしくはその域内の課税権限を有する当局もしくは下部行政主体）によりまたはそれらのために、課され、賦課され、徴収され、留保されまたは算定される現在または将来のいかなる性質の税金、賦課金その他の公租公課のためのまたはそれらを理由とする源泉徴収または控除を行うこととなされる。ただし、英国（または英国のもしくはその域内の課税権限を有する当局もしくは下部行政主体）の法令またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合、この限りでない。かかる場合、発行会社は、かかる源泉徴収または控除が行われた後に本社債権者が受領する純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本社債について受領していたであろう利息の金額と同額となるために必要な利息のみに係る追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、()単に当該本社債を保有すること以外に英国と関連を有することを理由として、当該本社債に関して課されまたは賦課される税金、賦課金その他の公租公課を負担する本社債権者に対するまたは当該本社債権者のための第三者に対する当該本社債に関する追加額、または()本社債券（下記「摘要 - 5 本社債券の不発行」に定義する。）が発行された場合に限り、関連日（以下に定義する。）から30日を超えた日に支払いのために呈示された本社債に関する追加額（ただし、本社債権者が本社債券をかかると30日の期間の末日に支払いのために呈示すれば受領できたであろう限度の追加額は除く。）は、支払われない。

社債の要項におけるその他の規定にかかわらず、本社債につき発行会社によってまたは発行会社に代わって支払われるべき金額は、1986年アメリカ合衆国内国歳入法典（その後の改正を含み、以下「米国歳入法」という。）第1471(b)条に定める契約によって要求または課されるか、その他米国歳入法第1471条ないし第1474条（その規則や公式解釈を含む。）またはアメリカ合衆国と当該条項の実施を進めている他の法域との政府間協定（またはかかる政府間協定を実施するための財務もしくは規制に関する法律、規則もしくは実務）により課される、控除または源泉徴収後の純額となる（かかる源泉徴収または控除を以下「FATCA源泉徴収税」という。）。発行会社その他のいかなる者も、FATCA源泉徴収税に関して追加額の支払義務を負わない。

「関連日」とは、利息の関連する支払期日が最初に到来した日、または支払期日以前に支払代理人によってかかる支払期日に支払われるべき全額が適式に受領されない場合については、支払代理人によってかかる全額が受領され、財務代理人が上記「摘要 - 3 支払い - (ハ)」に従って最後の公告を適式に行った日を意味する。

- (ロ) 社債の要項において利息には、本「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」に従い利息に関し支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

5 本社債券の不発行

本社債の社債券（以下「本社債券」という。）は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限り、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元金および利息の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他すべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行に従う。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法令および日本の市場慣行が優先する。

本社債券の発行に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

6 時 効

本社債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

7 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、その本店に備え置く。

8 通貨の補償

本社債に基づいて支払われる金額に関して判決または命令がなされ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨（以下「判決通貨」という。）で表示され支払われることにより、かつ、()かかる判決または命令のために日本円の金額を判決通貨に換算した換算率と()かかる判決または命令による支払いがなされた日において、本社債権者が現実に受領した判決通貨の金額で日本円を購入することができる換算率との変動によって、本社債権者が被った損害を補償することを、発行会社は、当該本社債権者に対して約束する。適用ある法律の許容する範囲内で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有する。

9 英国ペイルイン権限の行使に関する合意

(イ) 各本社債権者（実質保有者を含む。）は、本社債を買い取るにより、()本支払金額の全部もしくは一部の減額、()本社債の条件を改定、修正および変更する方法による場合を含めて、本支払金額の全部もしくは一部の発行会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくはその他の債務への転換（および、本社債権者に対するかかる株式、その他の有価証券もしくはその他の債務の発行または授与）、()本社債の消却、ならびに/または()本社債の償還期日の改定もしくは変更が本社債について支払われるべき利息額もしくは利息の支払日の改定（一時的な支払いの停止を含む。）のいずれか、またはこれらのうちいくつかを同時に生じさせ得る、関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限（かかる英国ペイルイン権限は、関連英国破綻処理当局による当該英国ペイルイン権限の行使の効果を発生させるために必要な場合、本社債の条件を変更する方法により行使できる。）に拘束されることを認識し、承諾し、合意し、かつその行使に同意する。上記()および()ならびに下記「摘要 - 9 英国ペイルイン権限の行使に関する合意 - (八)」において、「本支払金額」とは、本社債の元金および未払いの経過利息をいい、かかる金額には、関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使の前に支払期日が到来したが、未払いのままの金額を含む（ただし、これに限られない。）。さらに、各本社債権者（実質保有者を含む。）は、本社債に基づく本社債権者の権利が、関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使に服し、また必要な場合その効果を発生させる限度でのみ変更されることを認識し、かつこれに合意する。

「英国ペイルイン権限」とは、発行会社またはグループ内のその他の会社に対して英国内で適用があり、英国において設立された金融持株会社、混合金融持株会社、銀行、銀行グループ会社、信用機関およ

び/または投資会社の破綻処理に関する有効な法律、規制、規則または要件（随時改正されたまたは改正される2009年英国銀行法および/または損失吸収規制に基づき、英国における破綻処理法制として施行され、採択されまたは制定される法律、規制、規則または要件を含むが、これらに限らない。）に基づいて随時存在する債務減額権限、転換権限、移転権限、改定権限、猶予権限および/または支払停止権限を意味する。

- (ロ) 発行会社は、関連英国破綻処理当局による本社債に関する英国バイルイン権限の行使について、かかる英国バイルイン権限の行使後、実務上可能な限り速やかに本社債権者に対し公告する。財務代理人への通知または本社債権者に対する公告の遅滞または懈怠は、英国バイルイン権限の有効性および執行可能性に影響を及ぼさない。
- (ハ) 関連英国破綻処理当局による英国バイルイン権限の行使後は、かかる行使の結果として、減額、転換、消却、停止（停止または猶予が存続する限度とする。）、改定または変更された金額の限度において、本支払金額の返済の期限は到来しないものとする。
- (ニ) 本社債に関する関連英国破綻処理当局による英国バイルイン権限の行使は、本社債に関する債務不履行事由を構成しない。
- (ホ) 各本社債権者（実質保有者を含む。）は、本社債を買い取ることにより、関連英国破綻処理当局による本社債に関する英国バイルイン権限の行使の決定について、関連英国破綻処理当局が事前の通知をすることなくかかる権限の行使をすることに、同意したものとみなされる。
- (ヘ) 本「摘要 - 9 英国バイルイン権限の行使に関する合意」の手續に要する一切の費用（発行会社および財務代理人が被る費用を含むが、これに限定されない。）は、発行会社の負担とする。

2013年英国金融サービス（銀行改正）法、二次法制その他によるかを問わず随時改正されたまたは改正される2009年英国銀行法（以下「銀行法」という。）に含まれる原則に従い、関連英国破綻処理当局は債権者の請求権（銀行法にその意義を定める除外債務は例外とする。）の順位に応じて本社債に関する英国バイルイン権限を行使し、また英国バイルイン権限の行使に関し本社債権者が、発行会社の倒産に際して本社債と同順位であるその他全ての請求権と同等に取り扱われることを、発行会社は想定している。

10 相殺権の放棄

各本社債権者は、本社債を買い取ることにより、発行会社の解散前または解散中を問わず、当該本社債権者が発行会社に対して本来有し得べき本社債に関する相殺権、抗弁権または差引計算権を、放棄したものとみなされる。

11 修正および変更

適用ある法律により最大限許容される範囲内で、社債の要項については、不明確な条項の明確化、誤りのある条項に関する訂正もしくは追加、本社債権者の利益のために行う誓約の追加、もしくは発行会社に授与された権利もしくは権限の放棄を目的とする場合に限り、または、発行会社が必要として要望するもので、かつ本社債権者の利益に悪影響を及ぼさないようなその他の方法により、修正および変更を本社債権者の同意なしに行うことができる。発行会社は、かかる修正および変更を直ちに財務代理人に通知し、その後実務上可能な限り速やかにその旨本社債権者に対して公告する。本「摘要 - 11 修正および変更」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

12 連合王国における課税

以下の記述は、本社債に関する（ ）元利金およびその他の支払いに関連する、本書提出日現在の連合王国における源泉徴収課税の取扱い、ならびに（ ）連合王国の印紙税および印紙留保税（以下「SDRT」という。）に関連する一定の情報について要約したものである。本要約は、現行法（2023年5月18日現在（連合王国時間））および連合王国歳入税関庁（以下「歳入税関庁」という。）の公表された実務に依拠しているが、これらは将来、時には遡及的に、変更されることがある。以下の記述は、本社債の取得、保有および処分に関する

連合王国のその他の課税上の取扱いについて記述したものではない。以下の記述は、もっぱら本社債の完全な実質所有者である者の地位に関連するものである。将来において本社債権者となる者は、本社債の任意の回号に関する特定の発行条件が、当該回号およびその他の回号の本社債における課税上の取扱いに影響を及ぼす可能性があることに留意すべきである。以下の記述は情報の提供を目的とする一般的な指針であり、十分な注意をもって取り扱われるべきである。以下の記述は税務上の助言を提供することを意図したものではなく、本社債の購入希望者に関連する可能性がある全ての税務上の検討事項について記述することを目指したものでもない。本社債権者は、自らの税務上の地位について何らかの疑いがある場合は、専門家に助言を求めるべきである。本社債権者が本社債の取得、保有または処分について連合王国以外の管轄地で納税義務を負う可能性がある場合は、かかる納税義務の有無（および納税義務がある場合はいずれの管轄地の法律に基づいてかかる納税義務を負うか）について、専門家の助言を求めることが特に望ましい。なぜなら、以下の記述は、本社債に関する支払い、連合王国の印紙税およびSDRTについて、もっぱら連合王国における課税上の一定の側面を述べたものに過ぎないからである。本社債権者は特に、本社債に関する支払いについては、たとえかかる支払いが連合王国の法律に基づく課税上の（またはこれを理由とする）源泉徴収または控除なしに行われる場合であっても、他の管轄地の法律に基づく納税義務を負う可能性があることに留意すべきである。

(A) 連合王国の源泉徴収税

1. 利息の支払いを受ける権利を伴う本社債は、（2007年英国所得税法（以下「英国所得税法」という。）第987条に基づく第1005条の意味における）承認された証券取引所に上場されて、かつ上場され続ける場合または（英国所得税法第987条に基づき）規制対象となる承認された証券取引所の運営する多角的取引システムにおいて取引が許可されて、かつ許可され続ける場合に限り、「上場ユーロ債」に該当する。本社債が上場ユーロ債であり、かつあり続ける間は、本社債についてなされる利息の支払いについては、連合王国の所得税上の（またはこれを理由とする）源泉徴収または控除なしに行うことができる。

ユーロネクスト・ダブリンは承認された証券取引所である。発行会社は、現行の歳入税関庁の実務につき、かかる証券取引所のグローバル・エクスチェンジ・マーケットに正式に上場されかつ取引が許可されている証券は、これらの目的において、「承認された証券取引所に上場」されているとみなされると理解している。

2. 上記1.に記載する免除規定に該当しないその他全ての場合において、本社債の利息の支払いは、基本税率（現行では20%）により連合王国の所得税を控除してなされるものに該当する可能性がある。ただし、適用ある二重課税防止条約の規定または適用される可能性のあるその他の免除規定に基づいて歳入税関庁の指示に従い利用できる免除方法がある場合にはこれに従う。

(B) 連合王国の源泉徴収税 - その他の支払い

本社債に係る支払いが、連合王国の税務目的上、利息を構成せず（または利息として扱われず）、例えば、連合王国の税務目的上、年次払いまたは貸株料を構成する（またはそのように扱われる）場合（特に、本社債の特定の発行条件に規定する諸要項によって決定される）は、連合王国の源泉徴収税の対象となる可能性がある。この場合には、連合王国の所得税が控除されて（源泉徴収税率は当該支払いの性質による）支払いがなされるものに該当する可能性がある。ただし、適用される可能性のある源泉徴収の免除規定および適用ある二重課税防止条約の規定に基づいて歳入税関庁の指示に従い利用できる免除方法がある場合には、これに従う。

(C) 連合王国の源泉徴収税に関するその他の規則

1. 利息またはその他の支払いが、連合王国の所得税上の控除を受けて行われた場合、連合王国に居住していない本社債権者は、適用ある二重課税防止条約に適切な規定があるときまたは地方税法上可能なときには、控除税額の全部または一部を回復できる可能性がある。
2. 本社債が元本金額の100%を下回る発行価格で発行される場合、かかる本社債の割引相当部分については、上記(A)および(B)の諸規定により、一般的に連合王国の源泉徴収税は課されない。
3. 本社債が、額面を超える金額にて償還される（またはそうなる可能性がある）場合は、（割引価格で発行される場合とは異なり、）かかる額面超過相当部分は、利息の支払いを構成する可能性がある。利息の支払いは、上記に概説した連合王国の源泉徴収税に服する。

4. 上記にいう「利息」とは、連合王国の税法上解釈される「利息」を意味する。上記においては、「利息」または「元本」について、他の法律に基づいて有効である可能性があり、または本社債の諸要項もしくは関連する書類によって設定される可能性がある、いかなる異なる定義も考慮に入れていない。本社債権者は、本社債に係る支払いであって、連合王国の税法上の解釈においては「利息」または「元本」を構成しないものに関する源泉徴収税上の取扱いについて、各自専門家の助言を求めるべきである。
5. 「連合王国における課税」と題する上記の概要は、発行会社の代替がないことを前提とするものであり、かかる代替があった場合の税務上の影響については考慮していない。

(D) 連合王国の印紙税およびSDRT

1. 本社債の発行について、連合王国の印紙税およびSDRTは課されない。
2. 本社債の譲渡について、かかる譲渡が電磁的方法によってのみ行われ、譲渡を有効ならしめるために他の証書が用いられないことを条件として、連合王国の印紙税の支払いを要しない。
3. 本社債の譲渡または譲渡の合意について、以下の事項を条件として、SDRTは課されない。
 - (a) 本社債の額面金額に対して商取引上合理的な利益を超える金額の利息の支払いを受ける権利が本社債に付されておらず、今後も付されないこと。
 - (b) 本社債の額面金額を超え、2000年金融サービス市場法第6章との関係において所轄官庁として活動する金融行為規制機構のオフィシャル・リストに挙がっている貸出資本の発行条件に基づいて（同様の額面金額について）一般に返済される金額に合理的には相当しない金額の返済を受ける権利が本社債に付されておらず、今後も付されないこと。
 - (c) ある事業もしくはその一部の業績または資産の価値を参照して決定される、または決定された金額の利息の支払いを受ける権利が本社債に付されておらず、今後も付されないこと。

上記(a)ないし(c)は事実関係次第である。
4. 本社債の償還について、連合王国の印紙税およびSDRTは課されない。

13 日本国における課税

日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本社債の利息および本社債の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、原則として、日本国の租税の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、かかる利息または所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となり得る。なお、かかる日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

本社債への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債への投資に関する各投資家の状況に応じた個別具体的な課税関係について、自身の税務顧問に相談すべきである。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
620億円	1億5,500万円	618億4,500万円

(2) 【手取金の使途】

本社債の手取金は、2023年度末までに、発行会社の子会社および関連会社の貸付け、信用供与、投資その他銀行業務のために、随時必要に応じて用いられる予定である。

第2【売出要項】

該当事項なし。

募集又は売出しに関する特別記載事項

発行会社が本社債の元金または利息の支払いを行わない場合に本社債権者が取り得る救済方法は限定されている。

本社債の元金または利息の支払いの懈怠が生じた場合に本社債権者が取り得る唯一の救済方法は、適用ある法律に従い、発行会社の解散手続を開始することである。本社債権者により開始されたか否かを問わず、発行会社の解散が行われる場合、本社債権者は、当該解散において、本社債に基づき生じる発行会社の義務に係る債権届出をすることができる。ただし、本社債権者は、かかる元金または利息の支払いの懈怠が生じた場合でも、未償還の本社債の元金の期限が到来したものと宣言することはできない。

本社債に関し、社債の管理会社は設置されていない。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合などには、本社債の元金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要な場合は、各々の本社債権者が自ら行わなければならない。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担せず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものでもない。

上記「第1 募集要項 - 1 社債（短期社債を除く。）の募集 - 摘要 - 2 制限された債務不履行事由および執行」を参照のこと。

発行会社は、損失吸収不適格事由が生じた場合、いつでも本社債を償還することができる。

発行会社は、損失吸収不適格事由が生じた場合、（その時点において関連規制当局または損失吸収規制により要求される限度内で、発行会社による関連規制当局に対する通知および関連規制当局による発行会社に対する許可を条件として）いつでも本社債の全部（一部は不可）を償還することができる。自己資本および適格債務ならびに / または損失吸収力のある証券の最低基準に関する適用ある法律、規則および基準が英国で施行されており、将来改正される可能性があることから、発行会社は、本社債の全部または一部が、発行会社の(1)自己資本および適格債務ならびに / または(2)損失吸収力のある証券の（発行会社単体のまたは発行会社およびその子会社全体の）最低基準（いずれの場合にも当該最低基準は、発行会社およびその子会社に適用される。）を充たさないとして除外されるか否かを現時点で予測することはできない。本社債が上記のとおり償還されるかまたは本社債が上記のとおり償還されると認識される場合、本社債の市場価格は影響を受ける。一つまたは複数の法規制の改正が本社債に影響し得る程度およびインパクトを考慮すると、かかる法規制の不確実性もまた本社債の価値に影響を及ぼし、それにより、本社債の取引価格が影響を受ける可能性がある。

本社債権者は、社債の要項（上記「第1 募集要項 - 1 社債（短期社債を除く。）の募集 - 摘要 - 9 英国バイルイン権限の行使に関する合意」を参照のこと）に基づいて、関連英国破綻処理当局による英国バイルイン権限の行使に拘束されることに同意することとなる。本書の参照書類である外国会社報告書の補足書類

(1)の「第三部 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 事業等のリスク」の「規制上および法務上のリスク」の「当グループおよびその子会社は、銀行または当グループが破綻した場合に講じられる可能性のある規制上の措置の対象である。」の項目およびその他の関連する記述を参照のこと。

健全性規制機構は、限定的な例外を除き、(発行会社等の)関連機関の英国外の国の法律に準拠する無担保債務(その条項が日本法に準拠する本社債を含む。)には、保有者が、当該債務が英国ペイルイン権限の対象となる可能性があることを認識し、関連英国破綻処理当局によるかかる権限の行使に拘束されることに同意する旨の契約上の確認を記載することを義務付けている。

結果として、発行会社と本社債権者との間の別途の契約、取決めまたは合意にかかわらず、本社債権者は、本社債を買い取るにより、()本支払金額の全部もしくは一部の減額、()本社債の条件を改定、修正および変更する方法による場合を含めて、本支払金額の全部もしくは一部の発行会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくはその他の債務への転換(および、本社債権者に対するかかる株式、その他の有価証券もしくはその他の債務の発行または授与)、()本社債の消却、ならびに/または()本社債の償還期日の改定もしくは変更か本社債について支払われるべき利息額もしくは利息の支払日の改定(一時的な支払いの停止を含む。)のいずれか、またはこれらのうちいくつかを同時に生じさせ得る、関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限(かかる英国ペイルイン権限は、関連英国破綻処理当局による当該英国ペイルイン権限の行使の効果を発生させるために必要な場合、社債の要項を変更する方法により行使できる。)に拘束されることを認識し、承諾し、合意し、かつその行使に同意しなければならない。上記()および()において、「本支払金額」とは、本社債の元金および未払いの経過利息をいい、かかる金額には、関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使の前に支払期日が到来したが、未払いのままの金額を含む(ただし、これに限られない。)。さらに、各本社債権者は、本社債権者の権利が、関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使に服し、また必要な場合その効果を発生させる限度でのみ変更されることを認識し、かつこれに合意しなければならない。本書の参照書類である外国会社報告書の補足書類(1)の「第三部 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 事業等のリスク」の「規制上および法務上のリスク」の「当グループおよびその子会社は、銀行または当グループが破綻した場合に講じられる可能性のある規制上の措置の対象である。」の項目およびその他の関連する記述を参照のこと。

本社債権者は、発行会社が破綻・再生処理の対象となった場合、損失を吸収することを求められる可能性がある。

本書の参照書類である外国会社報告書の補足書類(1)の「第三部 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 事業等のリスク」の「規制上および法務上のリスク」の「当グループおよびその子会社は、銀行または当グループが破綻した場合に講じられる可能性のある規制上の措置の対象である。」の項目を参照のこと。

銀行法における特別破綻処理制度において定められるその他の権限が、本社債に基づく本社債権者の権利および本社債権者の本社債への投資の価値に影響を与える可能性がある。

銀行法における「特別破綻処理制度」では、次の権限も定められている。すなわち、(a)英国の銀行もしくはその親会社によって発行された有価証券の全部もしくは一部または英国の銀行もしくはその親会社の財産、権利および債務(本社債を含むことがある。)の全部もしくは一部を、民間の買受人に譲渡するか、有価証券の場合、一時的に国有化するか、または財産、権利もしくは債務の場合、ブリッジバンク(イングランド銀行が所有する事業体)に譲渡する権限、(b)その他の破綻処理手法と合わせた場合に限り、減損されたかまたは貸倒懸念のある資産を、最終的な売却または段階的縮小を通じてその価値が最大限になるよう管理できるようにするため、一つまたは複数の国有の資産管理ピークルに譲渡する権限、(c)債務不履行に関する条項、契約またはその他の合意(当事者による契約の終了または支払債務の期限の利益喪失を可能にする規定を含む。)を無効にする権限、(d)英国の銀行に関する一定の破綻処理手続を開始する権限、ならびに(e)英国の銀行の譲受銀行または承継銀行が有効に営業することができるよう、合理的な対価をもって、英国の銀行またはその親会社とそのグループ事業体(当該グループから除外される事業体を含む。)との間の契約上の義務を無効にし、変更しまたはかかる契約上の義務を負わせる権限である。

銀行法はまた、英国政府が特別破綻処理制度の権限を（場合により遡及的効力を用いて）有効に行使することができるようにする目的で、更なる法改正の権限を英国政府に与えている。

銀行法において定められた権限は、金融機関（およびその親会社）ならびに投資会社の経営方法ならびに一定の状況における債権者の権利に影響を与える可能性がある。したがって、銀行法により定められた行為が実施されることで本社債に基づく本社債権者の権利が影響を受け、また、かかる権限の行使またはそのおそれにより、本社債の価値が影響を受ける可能性がある。

相殺権の放棄

本社債権者は、本社債に基づきまたは本社債に関して生ずる発行会社が本社債権者に対して負担する金額について、相殺権、抗弁権または差引計算権を行使または主張することができなくなり得る。各本社債権者は、本社債を買い取るにより、発行会社の解散前または解散中を問わず、当該本社債権者が発行会社に対して本来有し得べき本社債に関する相殺権、抗弁権または差引計算権を、放棄したものとみなされる。上記にかかわらず、本社債権者の発行会社に対する権利および請求権が、相殺、抗弁または差引計算によって履行された場合、かかる本社債権者は、かかる履行された額に相当する金額を直ちに発行会社（または発行会社が解散もしくは管理下にある場合、清算人もしくは管財人）に支払うこととなり、その結果、かかる履行は行われなかったものとみなされることがあり得る。

振替制度における記録等

英国ペイルイン権限の行使に関して従うべき手続および日程は定かではない。英国ペイルイン権限の行使の公告は、当該行使の効力発生日の直前になってしまうか、効力発生日後となる可能性すらある。また、英国ペイルイン権限の行使に基づき直ちに、発行会社および/または財務代理人が振替機関に対して、英国ペイルイン権限に従い必要な措置（振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止を含むが、これに限定されない。）をとるよう要請した場合であっても、かかる措置の実施までに一定期間が必要となる可能性がある。そのため、振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止が、英国ペイルイン権限の行使の効力発生までにまたは効力発生と同時に実施されるという保証はなく、英国ペイルイン権限が行使された場合、本社債の記録が存在しても、本社債がすでに減額または転換され、その結果、発行会社がすでに本社債に基づく支払債務を免除されている可能性がある。さらに、英国ペイルイン権限に基づき、本社債が発行会社またはその他の者の株式もしくはその他の有価証券または債務に転換された場合、株式等の転換および交付の手続は、振替制度の枠組み内で行われない可能性がある。

本社債は発行会社のみが負う義務であり、発行会社はその子会社の債権者に対して構造的に劣後する。

本社債は、発行会社のみが負う義務である。発行会社は持株会社であり、その業務の実質的に全部を子会社を通じて行っている。発行会社の子会社は、独立した別個の法人であるため、発行会社が支払うべき金額の支払義務を負わず、また発行会社の支払義務を満たすための資金を発行会社に提供する義務も負わない。子会社が清算される場合に発行会社が当該子会社の資産分配に参加する権利は、発行会社が当該子会社の債権者および優先株主に優先するかまたはそれと同順位であると認められる請求権を有する限られた状況を除いて、当該子会社の債権者および優先株主の優先権に制約される。したがって、発行会社の子会社の一つが整理、清算または解散する場合でも、()本社債権者は、当該子会社の資産について訴訟を提起する権利を有さず、また、()当該子会社の清算人は、発行会社が当該他の子会社の普通株主であり、かつ当該他の子会社から分配を受けられるとしても、発行会社に先立って、当該子会社の資産をまず当該他の子会社の優先株式およびその他 Tier 1 資本証券の保有者（発行会社を含む可能性がある。）を含む当該子会社の債権者の請求権に対する支払いに充当する。

本社債に基づくグロスアップ義務の限定

社債の要項に基づく英国の税金に係る源泉徴収または控除に関する発行会社の追加額の支払義務は、期限の到来した利息の支払いにのみ適用され、元金の支払いには適用されない。そのため、発行会社は、源泉徴収または控除が元金の支払いに適用される限度内では、社債の要項に基づく追加額の支払いを要求されない。したがって、かかる源泉徴収または控除が本社債に基づく元金の支払いに適用される場合、本社債権者は、かかる本社債に基づいて支払われるべき全額に満たない金額を受領する可能性があり、本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

本社債に関連する投資家情報の開示について

本社債の購入を予定している投資家の名称、投資方針や投資に関する検討状況、需要額・希望価格および最終的な購入金額等の情報（個人情報を除く。）については、共同主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社または野村證券株式会社のいずれかに対して投資家より情報開示にかかる不同意の申出がない限り、各共同主幹事会社を通じて、必要に応じて発行会社に開示、提供および共有される予定である。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

本社債の募集に関する発行登録追補目論見書の表紙に発行会社の名称およびロゴ、本社債の名称ならびに共同主幹事会社の名称を記載する。

発行登録追補目論見書の表紙裏面に以下の記述を記載する。

「本発行登録追補目論見書第三部第1「参照書類」に掲げられた参照書類には、英語により記載された外国会社報告書が含まれていますが、日本語により記載された有価証券報告書は含まれておりません。

また、外国会社報告書の補足書類には、当該外国会社報告書に記載されている事項のうち公益または投資者保護のため必要かつ適当なものとして企業内容等の開示に関する内閣府令で定められたものの要約の日本語による翻訳文が含まれていますが、これら以外に、上記の参照書類には、外国会社報告書に記載されている事項の日本語による翻訳文は含まれておりません。ただし、本発行登録追補目論見書第三部第2「参照書類の補完情報」には、当該外国会社報告書に記載されている事項のうち、発行会社が公益または投資者保護のため必要かつ適当なものとする項目に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文が含まれています。

本社債に関し、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合などには、本社債の元金金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要な場合は、各々の本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものでもありません。

本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含みます。）（以下「証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、本社債が証券法に基づき登録されていない限り、または証券法上登録義務を免除されていない限り、アメリカ合衆国内において、またはアメリカ合衆国人に対し、その計算でもしくはその利益のために募集または売付けられることはありません。上記で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションSに規定される意味を有します。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

該当事項なし。

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし。

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度令和4年度（自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日）
令和5年4月28日関東財務局長に提出

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

1 事業等のリスクについて

上記に掲げた参照書類としての外国会社報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類（以下総称して「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、発行会社が令和5年5月3日に英国において公表したインタリム・マネジメント・ステートメント（本書添付の「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」と題する書面に記載されている。）の記載を除き、有価証券報告書等の提出日以後本発行登録追補書類提出日（令和5年5月19日）まで、重要な変更その他重要な事由は発生していない。

2 将来に関する事項について

有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、発行会社が令和5年5月3日に英国において公表したインタリム・マネジメント・ステートメント（本書添付の「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」と題する書面に記載されている。）の記載を除き、本発行登録追補書類提出日（令和5年5月19日）現在、当該事項に係る発行会社の意見、目標、予想及び評価に重要な変更はない。

3 提出者が公益又は投資家保護のため必要かつ適当なものと認める項目に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文

参照書類としての外国会社報告書の補足書類(3)に従い、外国会社報告書の各関係箇所を参照すること。

別途記載のない限り、用語は令和5年4月28日に提出した外国会社報告書およびその補足書類における用語と同じ意味を有する。

財務成績の概要

基礎的数値ベース

法定の財務成績は、基礎的数値ベースで表示されたものやその他の代替的業績指標でも補足されている。これは、当グループについて包括的に理解できるようにし、かつ、競合他社との比較を容易にするためである。当グループの最高経営意思決定機関である当グループのグループ・エグゼクティブ委員会は、業績を評価しリソースを配分するために当グループの財務成績を基礎的数値ベースで検討する。経営陣は、業績指標として代替業績指標である税引前基礎的利益を利用しており、これが投資家に対して重要な情報を提供すると考えている。なぜなら、税引前基礎的利益が、経営陣の支配の及ばない市場の動向により生じる変動等の影響を排除することで、当グループの業績を比較して表示することが可能になるためである。

当グループの基礎的利益を計算するにあたり、当グループの基礎的な業績の比較を可能にするために、税引前法定利益が以下の項目について調整されている。

- ・ 合併、買収および統合のための活動に関連する再編費用
- ・ ボラティリティおよびその他の項目(特定の資産売却の影響、当グループのヘッジ契約に関連し、かつ、保険事業において発生する変動を含む、買収関連公正価値調整の解消および購入した無形資産の償却。)

2021年度に発表したとおり、2022年第1四半期に当グループは、合併、買収および統合に関連する費用を除いた一切の再編費用を、営業費用に含める費用報告での新たな基準を採用した。従来基礎的減損に計上されていた貸付に関連しない詐欺被害費用は現在、営業費用の一部として報告されている。これによる、法定減損費用への影響はない。比較数値は、一貫した基準で表示されている。

以下には、代替的業績指標が多数記載されている。これらの指標には、「A」が付されている。

「bp」とは、ベース・ポイントをいう。

「pp」とは、パーセント・ポイントをいう。

損益計算書 - 基礎的数値ベース^A

(単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く)

	2022年	2021年	増減(%)
基礎的受取利息純額	13,172	11,163	18
その他の基礎的収益	5,249	5,060	4
オペレーティング・リース減価償却費	(373)	(460)	19
純収益	18,048	15,763	14
営業費用 ¹	(8,835)	(8,312)	(6)
是正費用	(255)	(1,300)	80
費用合計	(9,090)	(9,612)	5
減損前基礎的利益	8,958	6,151	46
基礎的減損(費用)戻入 ¹	(1,510)	1,385	
基礎的利益	7,448	7,536	(1)
再編費用 ¹	(80)	(452)	82
ボラティリティおよびその他の項目	(440)	(182)	
税引前法定利益	6,928	6,902	
税金費用	(1,373)	(1,017)	(35)
税引後法定利益	5,555	5,885	(6)
1株当たり利益(ペンス)	7.3	7.5	(0.2)
1株当たり配当額 - 普通(ペンス)	2.40	2.00	0.40
自社株買戻額(十億ポンド)	2.0	2.0	
銀行業務の純利息マージン ^A	2.94%	2.54%	40bp
利付銀行業務資産平均残高(十億ポンド) ^A	452.0	444.6	2
収益費用比率 ^{A, 1}	50.4%	61.0%	(10.6)pp
アセット・クオリティ・レシオ ^{A, 1}	0.32%	(0.31)%	
有形自己資本利益率 ^A	13.5%	13.8%	(0.3)pp

1 2021年の比較数値は、新たな費用基準を反映するため、2022年と整合するように表示されている。

貸借対照表の主要指数

(単位：十億ポンド、別途記載のある場合を除く)

	2022年 12月31日現在	2021年 12月31日現在	増減(%)
顧客に対する貸付金その他の債権	454.9	448.6	1
顧客預金	475.3	476.3	
預貸率 ^A	96%	94%	2pp
CET 1 比率	15.1%	17.3%	(2.2)pp
CET 1 比率(プロフォーマ・ベース) ^{A, 1}	14.1%	16.3%	(2.2)pp
総自己資本比率	19.7%	23.6%	(3.9)pp
適格債務最低基準(MREL)比率	31.7%	37.2%	(5.5)pp
英国レバレッジ比率	5.6%	5.8%	(0.2)pp
リスク加重資産	210.9	196.0	8
ホールセール部門の資金調達 ²	100.3	93.1	8
流動性カバレッジ比率 ²	144%	135%	9pp
1株当たり有形純資産(ペンス) ^A	51.9	57.5	(5.6)

1 2022年12月31日現在、2023年2月に保険事業から受領した配当金および発表済みの自社株買戻の全面的影響が反映されているが、2023年1月1日付のIFRS第9号の救済措置の段階的解除の影響は除外されている。2021年12月31日現在の比較数値には、2022年2月に保険事業から受領した配当金および2022年に完了した2021年度の自社株買戻の全面的影響が反映されているが、2022年1月1日付で施行された規制改正の影響は除外されている。

2 ホールセール部門の資金調達には、特別目的事業体が発行した重大リスクを移転する証券化商品1.6十億ポンド(2021年12月31日現在：1.7十億ポンド)が含まれている。比較数値は、一貫した基準で表示されている。流動性カバレッジ比率は、過去12ヶ月間の月末観測値の単純平均として算出されている。

貸借対照表の分析

(単位：十億ポンド、別途記載のある場合を除く)

	2022年 12月31日現在	2021年 12月31日現在	増減(%)
顧客に対する貸付金その他の債権			
繰上返済可能な住宅ローン勘定	299.6	293.3	2
繰上返済制限付き住宅ローン勘定	11.6	14.2	(18)
クレジットカード ¹	14.3	13.8	4
英国リテール部門無担保ローン	8.7	8.1	7
英国自動車金融	14.3	14.0	2
当座貸越金	1.0	1.0	
リテール部門その他 ²	13.8	10.9	27
ウェルス業務 ¹	0.9	1.0	(10)
中小企業 ¹	37.7	42.5	(11)
法人・機関向け銀行業務 ¹	56.0	50.0	12
中央項目 ^{1、3}	(3.0)	(0.2)	
顧客に対する貸付金その他の債権	454.9	448.6	1
顧客預金			
リテール部門当座預金	114.0	111.5	2
リテール部門リレーションシップ貯蓄預金	166.3	164.5	1
リテール部門戦術的貯蓄預金	16.1	16.8	(4)
ウェルス業務 ¹	14.4	15.6	(8)
コマーシャル・バンキング部門預金	163.8	167.5	(2)
中央項目 ¹	0.7	0.4	75
顧客預金合計	475.3	476.3	
資産合計	877.8	886.6	(1)
負債合計	830.3	833.4	
普通株主資本	42.0	47.1	(11)
その他持分証券	5.3	5.9	(10)
非支配持分	0.2	0.2	
資本合計	47.5	53.2	(11)
発行済普通株式(自己株式を除く)(百万株)	66,944	70,996	(6)

1 ビジネス・バンキング業務および商用カード業務がリテール部門からコマーシャル・バンキング部門に異動し、ウェルス業務が保険・年金・投資部門(旧称：保険・ウェルス部門)からリテール部門に異動する新たな組織構造を反映。比較数値は、一貫した基準で表示されている。

2 主にヨーロッパ。

3 中央の公正価値ヘッジ会計の調整を含む。

当グループの業績 - 法定ベース

以下の業績は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）の認識および測定原則に従って作成されている。

損益計算書の概要

（単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く）

	2022年	2021年	増減(%)
受取利息純額	13,957	9,366	49
その他の収益	(8,149)	28,078	
収益合計¹	5,808	37,444	(84)
保険金請求および保険・投資契約債務の変動 ¹	12,401	(21,120)	
保険金請求および保険・投資契約債務の変動控除後の収益合計	18,209	16,324	12
営業費用	(9,759)	(10,800)	10
減損（費用）戻入	(1,522)	1,378	
税引前利益	6,928	6,902	
税金費用	(1,373)	(1,017)	(35)
年間利益	5,555	5,885	(6)
普通株主に帰属する利益	5,021	5,355	(6)
その他の株主に帰属する利益	438	429	2
非支配株主に帰属する利益	96	101	(5)
年間利益	5,555	5,885	(6)
発行済普通株式（加重平均 - 基本）（百万株）	68,847	70,937	(3)
1株当たり基本的利益（ペンス）	7.3	7.5	(0.2)

1 税引前利益を計算する際に大幅に相殺される、当グループの長期保険ファンドの契約者に帰属する収益および費用を含む。これらは、市場の動向によっては、法定ベースで収益合計、保険金請求および保険・投資契約債務の変動について期間ごとに大幅な差異を生じさせる可能性がある。

貸借対照表の概要

(単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く)

	2022年 12月31日現在	2021年 12月31日現在	増減(%)
資産			
現金および中央銀行預け金	91,388	76,420	20
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	180,609	206,771	(13)
デリバティブ金融商品	24,753	22,051	12
償却原価で測定される金融資産	520,322	517,156	1
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	23,154	28,137	(18)
その他の資産	37,603	35,990	4
資産合計	877,829	886,525	(1)
負債			
銀行預り金	7,266	7,647	(5)
顧客預金	475,331	476,344	
償却原価で測定されるレポ契約 ¹	48,596	31,125	56
損益を通じて公正価値で測定される金融負債	17,755	23,123	(23)
デリバティブ金融商品	24,042	18,060	33
発行負債証券	73,819	71,552	3
保険・投資契約から発生した負債	149,868	168,463	(11)
その他の負債	22,901	23,951	(4)
劣後負債	10,730	13,108	(18)
負債合計	830,308	833,373	
資本合計	47,521	53,152	(11)
資本および負債合計	877,829	886,525	(1)

1 これまでその他の負債に含まれていた償却原価で測定されるレポ契約は現在、別途表示されている。比較数値は、一貫した基準で表示されている。

当グループの業績の概要

法定ベースの業績

当グループの2022年における税引前法定利益は6,928百万ポンドであり、2021年と比べ26百万ポンド増加した。収益の増加および営業費用の減少による恩恵の一部は経済見通しの悪化を反映した(2021年における戻入とは対照的な)減損費用の影響により相殺された。税引後法定利益は5,555百万ポンドであった(2021年：5,885百万ポンド、これには、繰延税金の再測定による恩恵が含まれる)。2022年第4四半期の税引前法定利益および税引後法定利益はそれぞれ1,759百万ポンドおよび1,520百万ポンドであり、第3四半期中に認識したマクロ経済見通し悪化の後、収益の増加および減損費用の減少の結果、第3四半期に比べそれぞれ17%および26%増加した。

当グループの法定損益計算書は、当グループの長期保険ファンドの契約者に帰属する収益および費用を含んでいる。これらの項目は、税引前利益を計算する際に大幅に相殺されるが、市場の動向によって

は、法定ベースで収益合計、保険金請求および保険・投資契約負債の変動について期間ごとに大幅な差異が生じる可能性がある。2022年12月31日に終了した年度においては、市況の悪化により、当グループは収益合計項目内の保険契約者の投資で損失を認識したが、受取利息純額項目内で認識された、保険金請求および保険・投資契約債務の変動費用の減少、ならびに当グループの連結オープンエンド型投資会社の投資口保有者への支払額の減少として計上された保険・投資契約債務の減少によって大幅に相殺された。

2022年の保険金請求および保険・投資契約債務の変動控除後の法定利益は、合計で18,209百万ポンドであり、顧客活動の継続的回復および英国の銀行金利の変更による恩恵を反映して、2021年比12%の増加となった。

当グループは引き続きコスト管理に重点を置きつつ、計画どおりに戦略的投資を増加させた。営業費用は、是正費用および再編費用の大幅な減少に加え、オペレーティング・リース減価償却費の減少により減少した。主に既存のプログラムに関連する是正費用は、2021年に比べ著しく減少した。2022年の再編費用には、エンパークの統合に関連する費用が含まれていた一方、2021年には、当グループが新たなテクノロジーおよびシステム・インフラに投資したため、大幅なソフトウェアの償却が含まれていた。オペレーティング・リース減価償却費用の減少は、中古車価格が継続的に上昇したことに加え、新車市場における業界全体の供給面での制約により、レックス・オートリースの保有車両台数が安定しつつはあるが減少した影響が続いていることを反映したものである。

2022年の減損費用は1,522百万ポンドであり、2021年における戻入（純額）1,378百万ポンドとは対照的であった。これは、観察された好調な信用成績を反映したものであるが、経済見通しの悪化の影響を受けた。しかし、新型コロナウイルス関連の戻入により一部相殺された。

当グループの2022年の税金費用は、2021年の1,017百万ポンドに対し、1,373百万ポンドであった。2022年の税金費用には、2021年における引当金の税額控除による恩恵222百万ポンド、および繰延税金資産の再測定で発生した費用53百万ポンド（2021年：954百万ポンドの利益）が含まれていた。

顧客に対する貸付金その他の債権は、2021年12月31日現在に比べ1%増加し、454.9十億ポンドであった。これには、繰上返済可能な住宅ローン勘定の増加6.3十億ポンドの他、個人向け無担保ローンおよびクレジットカードの残高増加が含まれる。コマーシャル・バンキング部門の残高は、法人・機関向け銀行業務のポートフォリオにおける魅力的な成長機会により1.2十億ポンド増加したが、政府支援貸付の返済により一部相殺された。顧客預金は、2021年末以来1.0十億ポンド減少し、475.3十億ポンドであった。これには、リテール部門当座預金の増加2.5十億ポンドが含まれているが、コマーシャル・バンキング部門の預金減少3.7十億ポンドにより相殺された。2022年には市況により、主に損益を通じて公正価値で測定される金融資産項目内の保険契約者の投資が減少した。これは、関連する保険・投資契約債務の減少により、大幅に相殺された。

高金利環境、市況を踏まえた年金制度の再測定の影響、および2022年2月に2021年分について発表された自社株買戻制度を含む年内の配当の影響により、キャッシュフロー・ヘッジ準備金の減少による相殺が当社グループの利益を上回ったことから、2022年中に資本合計は減少した。同自社株買戻制度は2022年10月11日に完了し、普通株式約4.5十億株が買い戻された。

基礎的数値ベースの業績^A

2022年の当グループの基礎的利益は、2021年の7,536百万ポンドに対し、7,448百万ポンドであった。純収益の増加および費用合計の減少は、2021年における基礎的数値ベースの減損戻入とは対照的に、主に英国での経済見通しの悪化による減損費用の増加により相殺された。2022年の減損前基礎的利益は、純収益の増加および是正費用の減少により、46%増加し8,958百万ポンドであった。第4四半期の減損前基礎的利益は、第3四半期に比べ2%増加し2,438百万ポンドであった。

純収益^A

(単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く)

	2022年	2021年	増減(%)
基礎的受取利息純額	13,172	11,163	18
基礎的その他の収益	5,249	5,060	4
オペレーティング・リース原価償却費	(373)	(460)	19
純収益^A	18,048	15,763	14
銀行業務の純利息マージン ^A	2.94%	2.54%	40bp
利付銀行業務資産平均残高 ^A (単位：十億ポンド)	452.0	444.6	2

純収益は、受取利息純額およびその他の収益の増加に加え、オペレーティング・リース減価償却費の継続的減少により、前年比14%増の18,048百万ポンドであった。

受取利息純額は13,172百万ポンドであり、18%増加した。これは、銀行業務の純利息マージンが2.94% (2021年：2.54%) に向上したこと、および利付銀行業務資産平均残高の増加によるものであった。純利息マージンは、英国銀行金利の引上げ、高金利環境からの構造的ヘッジ収益、継続的な資金調達および資本の最適化による恩恵を受けたが、住宅ローン・マージンの低下により一部相殺された。第4四半期の純利息マージンは、英国銀行金利の引上げのタイミングによる恩恵もあり、第3四半期の2.98%から上昇し3.22%であった。利付銀行業務資産平均残高は、繰上返済可能な住宅ローン勘定の継続的増加により、2021年に比べ2%増加し452.0十億ポンドであった。

当グループは、金利変動による収益および資本に対するリスクを、金利変動に対して安定的なまたは感応度がより低い純負債のヘッジ取引をすることにより管理している。2022年12月31日現在、当グループの構造的ヘッジは255十億ポンドの承認枠を有していた(2021年12月31日現在に比べ15十億ポンド増)。顧客預金は2019年末以降、約65十億ポンド増加し、ヘッジの承認枠も同期間中に70十億ポンド増加した。うち、約45十億ポンドは預金の増加、約25十億ポンドは既存預金の投資によるものであった。当グループは、基礎的預金の安定性および構造的ヘッジへの適格性を引き続き評価している。2022年12月31日現在の構造的ヘッジの名目残高は255十億ポンド(2021年12月31日現在：240十億ポンド)であり、ヘッジ取引の加重平均期間は約3年半(2021年12月31日現在：約3年半)であった。当グループは、2022年に構造的ヘッジ残高から合計で前年比増の2.6十億ポンド(2021年：2.2十億ポンド)の総利益を計上した。

基礎的その他の収益は、第4四半期に1,438百万ポンドを計上したこともあって5,249百万ポンドとなり、2021年の5,060百万ポンドに比べ4%増、第3四半期に比べ12%増となった。これは、リテール部門およびコマース・バンキング部門の業績向上を反映したものであり、保険・年金・投資部門(旧称：保険・ウェルス部門)も、年次見直しによる前提条件の変更からの恩恵を受けた。

リテール部門のその他の収益は、当座預金およびクレジットカードの業績向上等を含め、前年比で8%増加した。リテール部門のその他の収益は、第4四半期に若干増加した。コマース・バンキング部門でも、金融市場の活発化、第4四半期における成長の促進およびトランザクション銀行業務の好業績を反映して、前年比で9%増加したが、法人融資の減少により一部相殺された。保険・年金・投資部門のその他の収益は、前年比で12%増加した。これは主に、企業年金収益および一括年金取引の増加の影響とともに、エンバークの収益計上および前提条件の変更による恩恵を反映したものであった。かかる増加は、価格圧力および異常気象関連の保険金請求108百万ポンド(2021年：11百万ポンド)を主因とする損害保険事業での貢献の減少により、一部相殺された。2022年の前提条件および手法の変更は、寿命

に関する前提条件の更新および保険継続率に関する前提条件の大幅な改善に関連する第4四半期の229百万ポンドを含め、348百万ポンド（2021年：111百万ポンド）であった。当グループの株式投資事業（ロイズ・デベロプメント・キャピタルを含む。）に関連するその他の収益は468百万ポンドであり、特に大きな寄与のあった2021年に比べ214百万ポンド減少した。

当グループは、保険・年金・投資部門およびリテール部門内で報告されているウェルス業務の管理資産（AuA）を順調かつ有機的に増加させ、開示されている管理資産では年間で合計9十億ポンドの新規資金（純額）¹を達成した。開示されている管理資産は合計160十億ポンドであった。

将来的には、国際会計基準（IFRS）第17号が保険契約の利益認識の段階的変更に影響を及ぼすとみられる。2023年第1四半期からは、その他の収益項目内の新規保険契約収益が、当グループが保険契約者にサービスを提供する期間にわたり分散されることとなる（これまでは廃止されるIFRS第4号の会計基準に基づき前もって認識されていた。）。同様に、前提条件の変更による影響も、該当する契約期間にわたり分散される予定である。

オペレーティング・リース減価償却費は、中古車価格が継続的に上昇したことに加え、新車市場における業界全体の供給面での制約によりレックス・オートリースの保有車両台数が安定しつつあるが減少した影響が続いていることを反映して、373百万ポンド（2021年：460百万ポンド）であった。

1 市場の変動および買収により移転されたエンパークの資産を除くが、買収後のエンパークの純フローを含む。

費用合計^A

（単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く）

	2022年	2021年	増減(%)
営業費用 ^{A, 1}	8,835	8,312	(6)
是正費用	255	1,300	80
費用合計^{A, 1}	9,090	9,612	5
収益費用比率 ^A	50.4%	61.0%	(10.6)pp

1 2021年の比較数値は、新たな費用基準を反映するため、2022年と整合するよう表示されている。

費用統制は引き続き当グループにとって中心的な重点事項である。当グループの費用対収益比率は、2021年の61.0%に対し50.4%であった。費用合計は9,090百万ポンドであり、2021年に比べ5%減少した（第4四半期：2,565百万ポンド）。うち、是正費用の減少（80%減）は、計画されていた戦略的投資および新規事業費用の増加を反映した8,835百万ポンドの営業費用の増加（6%増）により一部相殺された。通常業務費用^Aは、インフレ圧力および人件費増加という状況下での継続的な費用統制により安定している。

2022年に当グループは、是正費用255百万ポンドを認識した（第4四半期：166百万ポンド）。是正費用は主に既存プログラムに関連しており、2021年の1,300百万ポンドに比べ大幅に減少した。是正費用のうち、第4四半期におけるHBOSピーエルシーのレディング支店に関連する追加費用は50百万ポンドであった。HBOSピーエルシーのレディング支店に関連する引当は、当グループの全責任に関する最善の見積りを反映してなされているが、不確実性は残る。

基礎的減損^A

(単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く)

	2022年	2021年 ^{1, 2}	増減 (%)
複数経済シナリオ (MES) 更新前の費用 (戻入)³			
リテール部門	773	672	(15)
コマーシャル・バンキング部門	122	(357)	
その他	20	(1)	
	915	314	
更新された経済見通し			
リテール部門	600	(1,120)	
コマーシャル・バンキング部門	395	(579)	
その他	(400)	-	
	595	(1,699)	
基礎的減損費用 (戻入)^A	1,510	(1,385)	
アセット・クオリティ・レシオ^A	0.32%	(0.31)%	

- 1 これまで基礎的減損に計上されていた貸付に関連しない詐欺費用は現在、営業費用の一部として報告されている。比較数値は、一貫した基準で表示されている。
- 2 ビジネス・バンキング業務および商用カード業務がリテール部門からコマーシャル・バンキング部門に異動し、ウェルス業務が保険・年金・投資部門 (旧称：保険・ウェルス部門) からリテール部門に異動する新たな組織構造を反映。比較数値は、一貫した基準で表示されている。
- 3 各四半期の経済見通しの更新の影響を除外した減損費用。これまで別途開示されていたコロナウイルスの影響を受けた再編費用は現在、更新前の複数経済シナリオ (MES) 費用内で報告されている。比較数値は、一貫した基準で表示されている。

アセット・クオリティは引き続き良好であり、2022年下半期中の返済能力に対するインフレ圧力にもかかわらず、新規の延滞は低水準を維持し、観察された信用指標の悪化の兆候も極めて乏しい。基礎的減損については1,510百万ポンドの費用 (純額) (2021年：1,385百万ポンドの戻入) であり、アセット・クオリティ・レシオは32ベース・ポイントとなった。これは、20ベース・ポイントのアセット・クオリティ・レシオに相当する、2022年の複数経済シナリオ (MES) 更新前の費用915百万ポンド (2021年：314百万ポンド (ただし、償却戻入を主因とするコマーシャル・バンキング部門の戻入357百万ポンドを除く。)) がより正常化した。依然として低水準であることを反映している。加えて、当グループは、当グループの経済見通しおよび関連するシナリオを更新した結果、第4四半期の費用82百万ポンド (2021年：1,699百万ポンドの戻入) を含め、MES費用595百万ポンド (純額) を認識した。見通しの更新は、2022年中に発生した高インフレ上昇・高金利環境によるリスクに対応するためのものである。これらのリスクに関連する費用1,145百万ポンドは、新型コロナウイルス関連の中央調整の戻入400百万ポンドを含め、新型コロナウイルスに関する判断解除による戻入550百万ポンドにより、一部相殺された。

第4四半期の減損費用は465百万ポンドであった。これには、MES更新前の費用383百万ポンドが含まれており、コマーシャル・バンキング部門における既存の事案1件にかかる追加の多額の費用も計上されている。第4四半期におけるMES更新前の費用には、2023年第4四半期に予想されるデフォルトの増加および最近観察された行動を考慮し、繰延されたステージ1における予想信用損失 (ECL) 引当金の追加積増しが含まれている。観察されたデフォルトの若干の増加は、回収方針の変更および顧客支援の取り組み強化の結果として、主に英国住宅ローンおよび無担保ポートフォリオで観察された損失率の改善により、一部相殺された。

当グループのローン・ポートフォリオは、貸付に対する周期的アプローチを通じた健全性を反映し、高水準の安全性を保って、好ましい状態にあり、これは順調な回復基調に反映されている。観察された信用成績は引き続き堅調であり、悪化の兆候も極めて乏しく、延滞、債務不履行および償却への資産の流れは低水準にとどまり、パンデミック前の水準を大幅に下回った。

当グループの予想信用損失（ECL）引当金は、第4四半期に0.3十億ポンド増加し5.3十億ポンド（2021年12月31日現在：4.5十億ポンド）であった。ECL引当金は2019年12月31日現在を上回る1.1十億ポンドと過去の水準よりも高く、ランレートでの損失がパンデミック前の水準に戻る前に、予想損失の大部分が今後12ヶ月から18ヶ月間で顕在化すると想定されている。多くのマクロ経済指標が悪化すると予想されることから、こうしたデフォルトの増加も予想される。

ECL引当金には、基本ケースおよび関連する前提条件から導いた将来の経済シナリオの確率加重に関する見解が引き続き反映されている。基本ケース、上振れシナリオおよび下振れシナリオには30%の確率加重、深刻な下振れシナリオには10%の確率加重が適用されている。2022年中に全てのシナリオは、基本ケースの見通しの変更を受けて悪化した。確率加重ECLは特に、深刻な下振れシナリオからの損失の重大性および非線形性の影響を受ける。2022年6月に当グループは、高い消費者物価指数（CPI）の上昇および英国銀行金利プロファイルを組み込むため、調整後の深刻な下振れシナリオを追加し、当グループのECLの計算上、こうした調整後シナリオを採用することを決定した。このように深刻な下振れシナリオの深刻さが増していることから、ECLがさらに大きく比例して増加しており、2022年第4四半期にも、モデル調整に対する感応度およびインフレ圧力および金利圧力のために導入された新たな判断により増加した。

全体的に、経営陣の判断による調整は、当グループの基本ケースおよびより広範囲な経済シナリオにおいて、リスクのバランスが、特異な新型コロナウイルス・リスクからインフレ圧力および金利上昇で発生したより広範囲なマクロ経済リスクへとシフトしたことを反映して、2022年には大幅に減少した。新型コロナウイルスに関する経営陣の判断は、そのリスクが消滅したか、または現在ではモデル調整もしくはその他のより広範囲な関連する判断で捉えられるようになったため、削除された。2021年12月31日以降の0.8十億ポンドの戻入のうち、0.6十億ポンドは、過去のリスクが現実化していないため2022年に減損費用から戻し入れられており、残りの0.2十億ポンドは現在、これまで歪んでいたデータまたはトレンドが正常化されたことで、ECLポートフォリオ・モデル内で捕捉されている。モデルでは完全に捕捉できないとされるインフレ圧力リスクに関する判断による調整は、2022年12月31日現在で0.2十億ポンドであった。これらは、特定のセグメントに対する関知された返済能力リスクが、主にデフォルトに関する前提条件を通じて顧客レベルで調整される、リテール部門のポートフォリオ全体に存在する。

観察されたポートフォリオのパフォーマンスは引き続き好調であり、主に更新したMESの影響またはCRDの規制上の要件¹に基づくモデルの変更の影響により、ステージ2の顧客に対する貸付金その他の債権が影響を受けている。その結果、ステージ2の顧客に対する貸付金その他の債権は増加して66十億ポンド（2021年12月31日現在：42十億ポンド）となり、これまでに93%（2021年12月31日現在：86%）増加した。24十億ポンドの増加のうち、8十億ポンドの増加は、2022年上半期における英国住宅ローンでのCRDの規制上の要件¹に関連する信用リスク測定およびモデル化の変更によるものであった。経済見通しの更新により第3四半期に発生した15十億ポンドは、英国住宅ローンおよびコマーシャル・バンキング部門を中心に、MESに反映されている（うち99%は、返済に遅滞のないローンに関連していた。）。第4四半期には、ステージ2の資産が2十億ポンド増加し、それらはいずれも、モデル調整および追加の経営陣の判断の結果、リテール部門を中心になされた返済に遅滞のない貸付勘定であった。ステージ3の資産は、2022年12月31日現在で11十億ポンド（2021年12月31日現在：9十億ポンド）であり、2022年9月30日現在に比べ安定していた。2022年におけるステージ3の資産の2十億ポンドの増加は、主に2021年末以降のCRDの規制上の要件¹に関連する信用リスク測定およびモデル化の変更によるものであり、観察された悪化は反映されなかった。

- 1 上述のとおり、2022年1月1日に当グループは、IFRS第9号と規制上のデフォルトの定義の整合性を維持するため、英国住宅ローンのステージ3の定義を変更した。英国住宅ローンについてはこれまで、返済が180日延滞した時点でデフォルトが発生したとみなされていた。CRD に従いこの定義は現在、90日に短縮されるとともに、最終期限の支払いがなされていない金利払いのみの勘定および不良債権を含む。さらに、結果的に返済に遅滞のない貸付勘定の予測およびモデル化の方法が変更され、今後デフォルトの定義が新たに拡大される可能性があることから、追加的な資産がステージ2に移行された。なお、ステージ2に移行された貸付勘定は、デフォルト確率の低い返済に遅滞のないものであったことから、ECLに対する重大な影響はない。

再編、ボラティリティおよびその他の項目

(単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く)

	2022年	2021年	増減(%)
基礎的利益^A	7,448	7,536	(1)
再編費用 ¹			
ボラティリティおよびその他の項目	(80)	(452)	82
市場ボラティリティおよび資産売却	(252)	87	
購入した無形資産の償却	(70)	(70)	
公正価値の解消	(118)	(199)	41
	(440)	(182)	
税引前法定利益	6,928	6,902	
税金費用	(1,373)	(1,017)	(35)
税引後法定利益	5,555	5,885	(6)
1株当たり利益(ペンス)	7.3	7.5	(0.2)
有形自己資本利益率 ^A	13.5%	13.8%	(0.3)pp
1株当たり有形純資産 ^A (ペンス)	51.9	57.5	(5.6)

1 2021年の比較数値は、新たな費用基準を反映するため、2022年と整合するように表示されている。

再編費用80百万ポンドには、エンパークの統合に関連する費用が含まれており、当グループが新たなテクノロジーおよびシステムのインフラに投資したことによるソフトウェアの償却が含まれていた2021年の452百万ポンドに比べ大幅に減少した。2022年第1四半期より、合併、買収および統合費用を除く再編費用はいずれも、当グループの営業費用の一部として計上されている。

2022年のボラティリティおよびその他の項目は、440百万ポンドの純損失(不利な市場ボラティリティ252百万ポンド、購入した無形資産の償却および公正価値の解消に関連するもの188百万ポンドで構成されていた。)であった。市場のボラティリティには、利上げおよび債券スプレッドの拡大による保険事業における不利なボラティリティ148百万ポンドが含まれていたが、銀行業務における不利なボラティリティ46百万ポンドに加え、インフレ(ヘッジを除く。)により、一部相殺された。これは、保険事業および銀行業務における有利なボラティリティを含む2021年中の利益87百万ポンドとは対照的であったが、債務管理損失およびその他の法定項目により一部相殺された。第4四半期においては、157百万ポンドの市場ボラティリティ損失には、主に英国ポンド高による銀行業務における不利なボラティリティ120百万ポンドが含まれていた。

税金

2022年、当グループは、第4四半期の239百万ポンドを含め、1,373百万ポンド（2021年：1,017百万ポンド）の税金費用を計上した。2022年の税金費用には、2021年に積み立てた引当金の税額控除に関連して第4四半期に計上した222百万ポンドの利益、および既に発表されていた銀行付加税（サーチャージ）の8%から3%への税率引下げの実質的施行に伴う繰延税金資産の再評価で生じた53百万ポンドの費用（2021年：954百万ポンドの利益）が含まれていた。

当グループは、中期的実効税率が、銀行付加税（サーチャージ）の税率引下げおよび法人税率の19%から25%への引上げ（いずれも効力発生日は2023年4月1日。）の影響を含め、約27%となるとみている。

有形純資産および利益率^A

1株当たり有形純資産は51.9ペンスであり、2021年12月31日現在の57.5ペンスに比べ減少した。利益による有利な影響は、好調な配当を支え、自社株買戻による株式数の減少からさらなる恩恵（3.4ペンス）が得られたことで、金利の上昇に基づくキャッシュフロー・ヘッジ準備金の変動（7.5ペンス）により相殺された。第4四半期の1株当たり有形純資産は、利益およびキャッシュフロー・ヘッジ準備金の変動の有利な影響により2.9ペンス（2022年9月30日現在：49.0ペンス）増加した。

2022年の有形自己資本利益率は、当グループの好調な財務業績を反映して13.5%（2021年：13.8%）であった。1株当たり利益は7.3ペンス（2021年：7.5ペンス）であった。前年同期の有形自己資本利益率および1株当たり利益はいずれも、減損戻入（純額）および繰延税金資産の再評価の恩恵を受けた。

貸借対照表

(単位：十億ポンド、別途記載のある場合を除く)

	2022年 12月31日現在	2021年 12月31日現在	増減(%)
顧客に対する貸付金その他の債権	454.9	448.6	1
顧客預金	475.3	476.3	
預貸率 ^A	96%	94%	2pp
ホールセール部門の資金調達額 ¹	100.3	93.1	8
ホールセール部門の資金調達額(満期1年未満)	37.5	30.3	24
そのうち、短期金融市場資金調達額(満期1年未満) ²	24.8	16.1	54
流動性カバレッジ比率 - 適格資産 ³	144.7	140.2	3
流動性カバレッジ比率 ⁴	144%	135%	9pp

1 ホールセール部門の資金調達額には、特別目的事業体が発行した重大リスクを移転する証券化商品1.6十億ポンド(2021年12月31日現在：1.7十億ポンド)が含まれている。比較数値は、一貫した基準で表示されている。

2 証拠金に関連する残高2.6十億ポンド(2021年12月31日現在：3.8十億ポンド)を除く。

3 適格資産は、流動性を割り引いた後の過去12か月間の月末データの平均として計算されている。

4 流動性カバレッジ比率は、過去12か月間の月末データの単純平均として計算されている。

顧客に対する貸付金その他の債権は、2021年12月31日現在に比べ1%増加し454.9十億ポンドであった。これには、リテール部門の無担保ローンおよびクレジットカードの残高増加とともに、繰上返済可能な住宅ローン勘定の増加6.3十億ポンドが含まれていた。コマーシャル・バンキング部門の残高は、法人・機関向け銀行業務のポートフォリオにおける魅力的な成長機会により1.2十億ポンド増加したが、政府支援貸付の返済により一部相殺された。顧客預金は、2021年末に比べ1.0十億ポンド減少し475.3十億ポンドであった。これには、リテール部門の当座預金の増加2.5十億ポンドが含まれており、コマーシャル・バンキング部門の預金減少3.7十億ポンドによる相殺を上回った。預金は、コマーシャル・バンキング部門およびリテール部門での減少により、第4四半期に9.0十億ポンド減少した。コマーシャル・バンキング部門の預金も、季節性および経営陣の行動の影響とともに、予想されていた法人・機関向け銀行業務の短期預金の流出が現実化したことから、6.4十億ポンド減少した。リテール部門の預金は、当座預金の減少により1.7十億ポンド減少したが、貯蓄預金残高の増加により一部相殺された。2023年1月に当行グループは、リテール部門の既存住宅ローン2.5十億ポンドを証券化し、リスクの大部分が市場に移転されることとなった取引の完了に成功した。同取引の結果、当グループの貸借対照表上で住宅ローン資産の認識が中止されることとなり、当グループの資本およびリスクの管理を支えた。

当グループは強固な資金調達および流動性ポジションを維持し、預貸率は2021年と同水準の96%となり、引き続き堅調な資金調達、流動性および成長性が提供された。当グループは引き続き、様々な通貨および市場でホールセール部門の資金調達を行った。2022年の発行高は合計9.3十億ポンド(2021年12月31日現在：3.4十億ポンド)であり、うち2022年12月31日現在の7.7十億ポンドについては、ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシーの無担保シニア債、T2債およびAT1債の発行によるものであった(2021年12月31日現在：2.8十億ポンド)。ホールセール部門の資金調達額合計は、短期資金調達額が通常の水準に向けて増額された結果、2022年12月31日現在で100.3十億ポンド(2021年12月31日現在：93.1十億ポンド)に増加し、当グループの様々な資金調達源および様々な満期での調達へのアクセスが維持された。中小企業のための追加優遇策を伴ったターム・ファンディング・スキーム(以下「TFSME」という。)からの引出合計残高は、引き続き安定しており、2022年12月31日現在で30.0十億ポンド(2021年12月31日現在：30.0十億ポンド)であり、その満期は2025年、2027年およびそれ以降である。

資本

	2022年 12月31日現在	2021年 12月31日現在	増減(%)
CET 1 比率	15.1%	17.3%	(2.2)pp
プロフォーマCET 1 比率 ^{A, 1}	14.1%	16.3%	(2.2)pp
総自己資本比率	19.7%	23.6%	(3.9)pp
MREL比率	31.7%	37.2%	(5.5)pp
英国レバレッジ比率	5.6%	5.8%	(0.2)pp
リスク加重資産(十億ポンド)	210.9	196.0	8

1 2022年12月31日現在、2023年2月に保険事業から受領した配当金および発表済みの自社株買戻の全面的影響が反映されているが、2023年1月1日付のIFRS第9号の救済措置の段階的解除の影響は除外されている。2021年12月31日現在の比較数値には、2022年2月に保険事業から受領した配当金および2022年に完了した2021年度の自社株買戻の全面的影響が反映されているが、2022年1月1日付で施行された規制改正の影響は除外されている。

(単位: bp、別途記載のある場合を除く)

2021年12月31日現在のプロフォーマCET 1 比率¹	16.3%
2022年1月1日付の規制改正	(230)
2022年1月1日現在のプロフォーマCET 1 比率	14.0%
銀行業務収益(減損費用を含む)	230
保険事業からの配当金	21
リスク加重資産	14
定額年金赤字拠出	(31)
その他の変動	11
資本創出	245
普通株式にかかる配当金	(81)
自社株買戻増加分	(104)
追加変額年金拠出	(52)
2022年12月31日現在のプロフォーマCET 1 比率²	14.1%

1 2021年12月31日現在の比率には、2022年2月に保険事業から受領した配当金および2022年に完了した2021年度の自社株買戻の全面的影響が反映されている。

2 2022年12月31日現在の比率には、2023年2月に保険事業から受領した配当金および発表済みの自社株買戻の全面的影響が反映されている。

当グループのプロフォーマCET 1 資本比率は、2021年12月31日現在の16.3%から2022年12月31日現在の14.1%に低下した。これは、(既に報告していたとおり)規制改正のために2022年1月1日付で230ベース・ポイント低下したことによるものであるが、その後2022年中の堅調な資本創出(プロフォーマ・ベース)245ベース・ポイントにより相殺された。資本創出には、後述のIFRS第9号の経過救済措置からの恩恵による減損(純額)の影響44ベース・ポイントを含め、銀行業務収益230ベース・ポイントが反映されていた。さらに21ベース・ポイントは、2022年7月および2023年2月に保険事業から受領した配当金(それぞれ300百万ポンドおよび100百万ポンド)を反映したものであった。資本創出は、14ベース・ポイント相当の外国為替の影響(これはヘッジされている。)控除後の2022年1月1日以降のリスク加重資産の減少(閾値の変動を除く。)およびその他の変動11ベース・ポイントからもさら

に恩恵を受けた。これは、当グループの確定給付型年金制度上の2022年通年の定額年金赤字拠出に関連する31ベース・ポイントにより一部相殺された。

第4四半期の資本創出は54ベース・ポイントであった。2023年2月に保険事業から受領した配当金および発表された普通株式買戻制度の影響を除くと、2022年12月31日現在の当グループのCET1比率は15.1%（2021年12月31日現在：17.3%）であった。

2022年の減損（純額）の影響44ベース・ポイントには、減損費用59ベース・ポイントが反映されていたが、2022年下半期におけるステージ1およびステージ2の予想信用損失の増加に起因するIFRS第9号の動的経過救済措置による15ベース・ポイントにより相殺された。2023年1月1日付でIFRS第9号の静的経過救済措置は終了し、IFRS第9号の動的救済措置に適用されていた経過要因はさらに25%減少し、その結果、全般的に15ベース・ポイント減少した。2022年12月31日現在の当グループのプロフォーマCET1資本比率には、救済措置の減少による影響は含まれていない。資本の使途に関連して、2022年9月に支払われた普通株式中間配当および提案される普通株式最終配当のための増額の影響は81ベース・ポイントに相当し、発表済みの普通株式買戻制度のための増額を補填するためにさらに104ベース・ポイントが使用された。

2022年中には、（定額および変額の双方で）総額2.2十億ポンドの年金赤字拠出金が当グループの3つの主要な確定給付型年金制度に支払われた。既に発表されているとおり、2022年の定額拠出金800百万ポンド（31ベース・ポイントに相当）は、第1四半期に全額支払われた。2022年中に支払われた変額拠出金1,442百万ポンドで、（受託者との間の既存契約に従い）年間株主分配金1,042百万ポンドの30%に関連する合意済み拠出金の全額とともに、12月に支払われた追加の400百万ポンド（変額拠出金の総額は計52ベース・ポイントに相当）が補填された。追加的な支払は、2022年に堅調な資本創出がなされたことを受けて、年金拠出金に関する3年毎の再交渉に先立ち、将来の計画された拠出が前倒しされることを意味する。

リスク加重資産は、2021年12月31日現在で196十億ポンドであり、2022年1月1日現在では16十億ポンド増加して212十億ポンド（プロフォーマ・ベース）となった。これは、改定後のモデル出力値に関する規制基準を充足するための新たなCRDモデルの導入によって予想される影響を含め、規制改正を反映したものである。新たなCRDモデルは、今後も英国健全性監督機構（PRA）による最終決定および承認を要するため、その結果としてのリスク加重資産の影響も引き続きPRAによる最終決定および承認による。リスク加重資産は、2022年中（2022年1月1日付の規制改正後）に1十億ポンド減少し、2022年12月31日現在で211十億ポンドであった。これは主に、最適化活動および堅調な基礎となる信用成績によるリテール部門のモデル削減を反映したものであるが、貸借対照表上の貸付残高の増加および外国為替の変動の影響により、一部相殺された。

上述のとおり、2022年における資本創出は堅調であり245ベース・ポイントであった。当グループは、オペレーティング・リース減価償却費の減少、減損に関連する経過救済措置、（2022年1月1日付の規制改正後の）リスク加重資産の減少、保険事業からの配当金の増加および低い実効税率費用等、数々の追い風を経験した。

PRAは、第4四半期に当行グループのピラー（Pillar）2A CET1資本要件をリスク加重資産の約1.5%に引き下げた（これまででは、リスク加重資産の約2%）。2022年12月に英国のカウンターシクリカル資本バッファ（CCyB）比率は1%に引き上げられ、当グループのCCyB比率も約0.9%に引き上げられた。この引上げは、PRAのバッファのCCyB比率関連要素の削除により一部相殺された。英国のCCyB比率は2023年7月より2%引上げが計画されていることから、当グループのCCyB比率もさらに約1.8%に引き上げられる見通しである。

英国金融政策委員会（FPC）は、その他システム上重要な金融機関（O-SII）のバッファの枠組みを変更し、バッファ比率を決定する指標がリング・フェンス銀行のグループ会社（RFB）の資産合計からレバレッジ・エクスポージャー指標に変更された。これは、2022年12月31日現在のレバレッジ・エクスポージャー指標を参照することとなる2023年12月の次回見直し時より適用される予定であり、変更は

2025年1月1日より適用される見通しである。現在、RFBの0-SIIバッファはリスク加重資産の2.0%であり、これは当グループのレベルではリスク加重資産の1.7%に相当する。2022年12月31日現在のRFBのレバレッジ・エクスポージャーに基づけば、0-SIIのバッファ率は2.0%に維持される見込みである。現在の当グループの規制上のCET 1 資本要件および資本バッファの合計は引き続き約11%である。取締役会の見解では、事業を成長させ、現在および将来の規制要件を満たし、不確実性を補完するために必要な現行のCET 1 資本のレベルは、引き続き12.5%前後で、これに加えて経営バッファは1%前後である。

年金

当グループの3つの主な確定給付型年金制度では、数理計算上の資金不足が続いているが、不足額が約40億ポンドであった2021年12月31日現在に比べ大幅に財務状況が改善している。2022年中には、2.2十億ポンドの拠出金が積立不足に充てるためこれらの制度に支払われた。当グループは、2021年および2022年と同様に、2023年上半期に追加で0.8十億ポンドの定額拠出がなされると予想している。当グループは、2022年12月31日現在の3年毎の評価の結果次第では、追加の変額拠出が2023年以降に不要となる見込みについて受託者と協議している。

これらの制度の資金調達状況は引き続き堅調であり、2022年下半期に見られた市場のボラティリティによる重大な影響を受けなかった。資産価格は市場全体と同様に下落し、金利上昇に伴いヘッジの価値も低下した。同様の影響は負債評価にもみられ、その価値はポートフォリオがほぼ完全にヘッジされていることから低下した。当グループの制度では、こうした結果を達成するために年金債務に基づいた投資(LDI)戦略を採用しており、困難の間もヘッジが維持されたため、戦略は予想どおりの成果を挙げた。

部門業績の概要

リテール部門

(単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く)

リテール部門の業績の概要^A

	2022年	2021年 ¹	増減(%)
基礎的受取利息純額 ²	9,774	8,577	14
基礎的その他の収益	1,731	1,597	8
オペレーティング・リース減価償却費	(368)	(442)	17
純収益	11,137	9,732	14
営業費用 ³	(5,175)	(4,988)	(4)
是正費用	(92)	(360)	74
費用合計	(5,267)	(5,348)	2
減損前基礎的利益	5,870	4,384	34
基礎的減損(費用)戻入 ³	(1,373)	447	
基本的利益	4,497	4,831	(7)
銀行業務の純利息マージン ^{A, 2}	2.76%	2.50%	26bp
利付銀行業務資産平均残高 ^A (十億ポンド)	362.0	353.4	2
アセット・クオリティ・レシオ ^{A, 3}	0.38%	(0.13)%	

- 1 ビジネス・バンキング業務および商用カード業務がリテール部門からコマーシャル・バンキング部門に異動し、ウェルス業務が保険・年金・投資部門（旧称：保険・ウェルス部門）からリテール部門に異動する新たな組織構造を反映。比較数値は、一貫した基準で表示されている。
- 2 2022年中に当グループは、流動性移転価格設定手法を修正した。セグメント別の受取利息純額の比較は、一貫した基準で表示されている。
- 3 2021年の比較数値は、新たな費用基準を反映するため、2022年と整合するよう表示されている。

（単位：十億ポンド、別途記載のある場合を除く）

	2022年 12月31日現在	2021年 12月31日現在	増減(%)
繰上返済可能な住宅ローン勘定	299.6	293.3	2
繰上返済制限付き住宅ローン勘定	11.6	14.2	(18)
クレジットカード ¹	14.3	13.8	4
英国無担保貸付金	8.7	8.1	7
英国自動車金融	14.3	14.0	2
当座貸越金	1.0	1.0	
ウェルス業務	0.9	1.0	(10)
その他 ²	13.8	10.9	27
顧客に対する貸付金その他の債権	364.2	356.3	2
オペレーティング・リース資産	4.8	4.1	17
顧客資産合計	369.0	360.4	2
当座預金	114.0	111.5	2
リレーションシップ貯蓄預金	166.3	164.5	1
戦術的貯蓄預金	16.1	16.8	(4)
ウェルス業務	14.4	15.6	(8)
顧客預金	310.8	308.4	1
リスク加重資産	111.7	96.4	16

- 1 ビジネス・バンキング業務および商用カード業務がリテール部門からコマーシャル・バンキング部門に異動し、ウェルス業務が保険・年金・投資部門（旧称：保険・ウェルス部門）からリテール部門に異動する新たな組織構造を反映。比較数値は、一貫した基準で表示されている。
- 2 主にヨーロッパ。

- ・ 基礎的受取利息純額は、負債における高金利環境および無担保貸付残高の増加からの恩恵を受けて14%増加したが、住宅ローンのマージン圧縮により一部相殺された。
- ・ 基礎的その他の収益は、当座預金およびクレジットカード全体での顧客活動の水準向上により、8%増加した。オペレーティング・リース減価償却費は、新車市場における業界全体の供給面での制約により中古車価格が引き続き上昇したことで、17%減少した。
- ・ 営業費用は、計画されていた戦略的投資の費用増加および変動給の再構築を反映して、4%増加したが、効率化に向けた取り組みからの恩恵を引き続き受けて一部相殺された。既存プログラムに関連する是正費用は、92百万ポンドに減少した。
- ・ 基礎的減損費用は、1,373百万ポンドであった。下半期中に信用成績の正常化に向けた緩やかな傾向がみられたことで、ポートフォリオはレジリエントな状態を維持している。インフレ・金利圧力を含む最新の経済シナリオにより、（2021年の戻入とは対照的に）費用が増加した。

- ・ 顧客貸付は、繰上返済可能な住宅ローン勘定（純額）の継続的な増加6.3十億ポンドに加え、クレジットカードおよび貸付金の増加により、2022年に2%増加したが、繰上返済制限付き住宅ローン勘定の返済の継続により一部相殺された。
- ・ 顧客預金は、2022年に1%増加した。生計費が顧客に及ぼす影響および競争の激化を背景に、全体として残高は底堅く推移しており、当座預金残高は2%増加した。
- ・ リスク加重資産は、2022年1月1日付の規制改正により、2022年に16%増加した。かかる改正を除外すると、リスク加重資産は、最適化活動および好調な基礎的信用成績の恩恵を受けて減少した。

コマーシャル・バンキング部門

（単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く）

コマーシャル・バンキング部門の業績の概要^A

	2022年	2021年 ¹	増減(%)
基礎的受取利息純額 ²	3,447	2,602	32
基礎的その他の収益	1,565	1,442	9
オペレーティング・リース減価償却費	(5)	(18)	72
純収益	5,007	4,026	24
営業費用 ³	(2,496)	(2,288)	(9)
是正費用	(133)	(830)	84
費用合計	(2,629)	(3,118)	16
減損前基礎的利益	2,378	908	
基礎的減損（費用）戻入 ³	(517)	936	
基礎的利益	1,861	1,844	1
銀行業務の純利息マージン ^{A, 2}	3.93%	2.96%	97bp
利付銀行業務資産平均残高 ^A （十億ポンド）	90.0	91.2	(1)
アセット・クオリティ・レシオ ^{A, 3}	0.52%	(0.98%)	

1 ビジネス・バンキング業務および商用カード業務がリテール部門からコマーシャル・バンキング部門に異動する新たな組織構造を反映。比較数値は、一貫した基準で表示されている。

2 2022年中に当グループは、流動性移転価格設定手法を修正した。セグメント別の受取利息純額の比較は、一貫した基準で表示されている。

3 2021年の比較数値は、新たな費用基準を反映するため、2022年と整合するよう表示されている。

(単位：十億ポンド、別途記載のある場合を除く)

	2022年	2021年	増減(%)
	12月31日現在	12月31日現在 ¹	
中小企業	37.7	42.5	(11)
法人・機関向け銀行業務	56.0	50.0	12
顧客に対する貸付金その他の債権	93.7	92.5	1
顧客預金	163.8	167.5	(2)
リスク加重資産	74.3	72.7	2

1 ビジネス・バンキング業務および商用カード業務がリテール部門からコマーシャル・バンキング部門に異動する新たな組織構造を反映。比較数値は、一貫した基準で表示されている。

- ・ 基礎的受取利息純額は、高金利環境および資産負債双方における堅固なポートフォリオ管理を反映して、32%増加し3,447百万ポンドであった。
- ・ 基礎的その他の収益は、1,565百万ポンドであり、金融市場の活発化およびトランザクション・バンキング業務における堅調な業績を反映して、2021年に比べ9%増加したが、企業の資金調達活動の鈍化により一部相殺された。
- ・ 営業費用は、計画されていた戦略的投資の費用増加および変動給の再構築を反映して9%増加したが、効率化に向けた取組みからの恩恵を引き続き受けたことで一部相殺された。
- ・ 是正費用は、第4四半期におけるHBOSピーエルシーのレディング支店に関連する費用を含め、133百万ポンドであった。
- ・ 基礎的減損費用は、マクロ経済見通しの修正および既存の事案1件にかかる追加の多額の費用により、(2021年における戻入とは対照的に)517百万ポンドであった。ポートフォリオのパフォーマンスは引き続き堅調であり、第4四半期に観察された僅かな悪化の兆候のみであった。
- ・ 顧客貸付は、魅力的な成長機会および法人・機関向け銀行業務のポートフォリオにおける外国為替の変動により1%増加し93.7十億ポンドであったが、政府支援貸付を含め、中小企業業務における返済純額により一部相殺された。
- ・ 顧客預金は、当グループの流動性要件に基づき金利を決定したことを反映して、163.8十億ポンドに減少した。
- ・ リスク加重資産は、2022年1月1日付の規制改正、貸借対照表上の資本の累積的な増加及び外国為替の変動の影響により、2%増加し74.3十億ポンドであったが、最適化の継続により一部相殺された。

保険・年金・投資部門

(単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く)

保険・年金・投資部門の業績の概要^A

	2022年	2021年 ¹	増減(%)
基礎的受取利息純額 ²	(101)	(103)	2
基礎的その他の収益	1,576	1,406	12
純収益	1,475	1,303	13
営業費用 ³	(1,042)	(899)	(16)
是正費用	(30)	(123)	76
費用合計	(1,072)	(1,022)	(5)
減損前基礎的利益	403	281	43
基礎的減損費用 ³	(12)	-	
基礎的利益	391	281	39
生命保険および年金の販売(PVNB) ⁴	21,687	17,289	25
引受損害保険新規総収入保険料	55	87	(37)
引受損害保険総収入保険料合計	486	655	(26)
損害保険コンバインド・レシオ ⁵	113%	101%	12pp

(単位：十億ポンド、別途記載のある場合を除く)

	2022年 12月31日現在	2021年 12月31日現在	増減(%)
保険ソルベンシー 比率(配当前) ⁶	163%	191%	(28)pp
顧客管理資産合計 ¹	197.3	179.2	10

- 1 ウェルス業務が保険・年金・投資部門(旧称：保険・ウェルス部門)からリテール部門に異動する新たな組織構造を反映。比較数値は、一貫した基準で表示されている。
- 2 2022年中に当グループは、流動性移転価格設定手法を修正した。セグメント別の受取利息純額の比較は、一貫した基準で表示されている。
- 3 2021年の比較数値は、新たな費用基準を反映するため、2022年と整合するように表示されている。
- 4 新規契約保険料の現在価値。
- 5 2022年の損害保険コンバインド・レシオには、異常気象(嵐、地盤沈下および凍結)関連の保険金請求108百万ポンド(2021年：11百万ポンド)が含まれている。2021年には、当グループがこれまで住宅保険顧客に対して行ってきた更新に関する連絡方法に関連する規制上の罰金91百万ポンドが含まれていた。これらの項目および準備金戻入を除外すると、同レシオは94%(2021年：87%)であった。
- 6 同等の規制当局による推定比率(配当付基金および配当後を含む。)は152%(2021年12月31日現在：169%)であった。

商品グループ別収益

(単位：百万ポンド)

	2022年			2021年		
	新規契約	既存契約	合計	新規契約	既存契約	合計
企業年金、プランニングおよび退職金	240	130	370	201	110	311
個人年金およびバルク年金	141	101	242	79	83	162
保障	42	22	64	32	20	52
長期	9	303	312	11	286	297
生命保険、年金および投資合計	432	556	988	323	499	822
生命保険および年金損益の実績ならび にその他の項目			279			161
損害保険			113			280
エンパーク			45			
株式仲買			50			40
純収益			1,475			1,303

- ・ 純収益は、損害保険の純収益は減少したものの、保険継続率の改善および寿命に関する前提条件の更新を反映して、新規契約の増加および前提条件の変更348百万ポンド相当により、手堅く増加した(13%)。
- ・ 生命保険、年金および投資(LP&I)の新規契約収益は、基礎的契約高が8%増加したことで、109百万ポンド(34%)増加した。
- ・ エンパークの買収は、買収以降の純収益45百万ポンドに貢献し、推定売上高は3十億ポンドであった。
- ・ 新規契約収益は、職場の提案強化により44百万ポンド増加した。
- ・ 年金事業への投資は、新規契約収益の78%増加(62百万ポンド)およびバルク年金売上高967百万ポンドを支えた。
- ・ 保障関連の商品およびサービスが引き続き増加したことで、新規契約収益が31%増加した。
- ・ 108百万ポンドの異常気象関連の保険金請求(12月の悪天候による52百万ポンドを含む。)に加え、保険会社が価格改革に反応したことによる市場での困難により売上高が減少したことを受けて、保険金請求控除後の損害保険の収益は167百万ポンド減少した。
- ・ 株式ブローカー収益は、受取利息が金利上昇の恩恵を受けて、25%増加し50百万ポンドとなった。
- ・ 営業費用は、計画していた戦略的投資の費用増加、変動給の再構築およびエンパークの買収を反映して、143百万ポンド(16%)増加した。
- ・ 基礎的利益は、是正費用の減少による恩恵を含め、110百万ポンド増加し391百万ポンドであった。
- ・ 強固な資本ポジションは、(2022年7月の300百万ポンドに続き)ロイズ・バンキング・グループに支払われた最終配当100百万ポンドを支え、保険ソルベンシー比率(推定値)は163%(提案されていた配当控除後:159%)であった。

- ・ 信用資産ポートフォリオは依然として堅調で、十分に分散化され平均A-の格付銘柄で構成されており、投資非適格または格付を得ていない資産に裏付けされた年金はわずか1%未満に留まる。現金および現金同等資産は約3.5十億ポンドと、流動性も堅調であった。

IFRS第17号の施行

IFRS第17号は、保険契約に係る利益の認識方法を変更する会計基準である。IFRS第17号により、当初から保険契約に係る予想利益を認識するのではなく、保険契約上のサービスが提供される契約期間にわたり保険契約上のサービス提供に係る予想利益を認識することが義務付けられる。利益は、割引後最良推定キャッシュフローおよび関連するリスク調整額に基づき計算され、契約上のサービス・マージン（CSM）の発生により貸借対照表上で認識されるが、これは契約期間にわたり損益計算書上に振替えられる。その結果、現在は契約開始時にその他の収益に認識されている新規契約からの利益および前提条件が変更された時点でその他の収益に認識されている一定の前提条件の変更による影響はいずれも、IFRS第17号に基づきCSMに認識され、その後契約上のサービス期間にわたり損益計算書上に振替えられる。なお、既存契約は今後も、契約期間にわたり損益計算書上で認識されることとなる。不利な保険契約のグループにより被った損失およびかかる損失の回収は、付保している再保険契約で補填される範囲で、直ちに損益計算書上で認識される。当グループは、市場ボラティリティを基礎的利益的範囲外で引き続き認識する予定である。

IFRS第17号は、保険契約に係る利益を認識するタイミングに影響を及ぼす一方、契約期間中に認識された利益合計、当グループの資本もしくは資本創出、保険事業の経済的価値または資本ポジションに影響を及ぼすことはない。この新たな基準は、ソルベンシーポジションにより引き続き推進されることとなる当グループの組織内における配当金を支払う保険事業の能力に影響を及ぼすとはみられていない。

当グループは、2023年1月1日よりIFRS第17号を採用しており、同基準に基づき義務付けられているとおり、2022年1月1日現在の資本合計および2022年度損益計算書を修正再表示する予定である。IFRS第17号に基づく当グループの2022年1月1日現在の資本合計は約51.3十億ポンドであり、IFRS第4号に基づく場合に比べ約1.9十億ポンドの減少となった。資本の減少は、保有資産価値の認識中止および契約負債の最良推定額への移動、新たなCSM負債の設定（再保険除外後は約1.9十億ポンド）およびリスク調整の設定（再保険除外後は約1.5十億ポンド）によるものである。

株式投資および中央項目

（単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く）

	2022年	2021年	増減(%)
純収益	429	702	(39)
営業費用 ¹	(122)	(137)	11
是正費用	-	13	
費用合計	(122)	(124)	2
減損前基礎的利益的	307	578	(47)
基礎的減損戻入	392	2	
基礎的利益的	699	580	21

1 2021年の比較数値は、新たな費用基準を反映するため、2022年と整合するように表示されている。

株式投資および中央項目は、ロイズ・ディベロップメント・キャピタル（UK）（以下「LDC」という。）、ビジネス・グロース・ファンド（以下「BGF」という。）の当グループ持分およびシトラ・リビングを含む当グループの株式投資事業で構成される。加えて、移転価格設定後の基礎的受取利息純額の残存分（他の持分証券に対する当グループの分配の中央項目での回収分を含む。）、英国国債売却による期中利益ならびに関連ヘッジ費用の回収を含む他の部門に帰属しない収益および費用が含まれる。

2022年中、当グループの株式投資事業は、419百万ポンド（2021年：573百万ポンド）の純収益に貢献した。この減少は、2021年に上記のLDCのランレートが上昇したことおよび2022年にBGFに関連する費用が約40百万ポンド発生したことによるものであった。2022年度中にもLDCは、引き続き好調な投資パフォーマンスを達成した。株式投資事業は、魅力的なリターンおよび当グループの商品とさらに統合する機会を伴う投資ポートフォリオを引き続き構築した。

2022年の基礎的減損については、2021年末現在保有していたECLの中央項目での調整の完全な戻入（2021年12月31日現在：400百万ポンド）に関連して、392百万ポンド（2021年：2百万ポンド）の戻入があった。この調整は、特定のポートフォリオに割り当てられておらず、新型コロナウイルス・リスクに関連する経済見通しの不確実性につき適用された。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。